

平成30年度  
農林水産省政策評価第三者委員会  
議 事 録

平成30年7月31日

**農林水産省**

午後 0時59分 開会

○前田広報評価課長 皆様おそろいのようにございますので、平成30年度農林水産省政策評価第三者委員会を開催いたします。

本日、委員の皆様方におかれましてはお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、7月27日付で広報評価課長を拝命いたしました前田でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、塩川危機管理・政策立案総括審議官から挨拶いたします。

○塩川危機管理・政策立案総括審議官 塩川でございます。

今日はご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ご存じのとおり、7月豪雨が各地に大きな被害をもたらしております、実は私、危機管理審議官として土日なく毎日やっております、今日も申し訳ないのですが、この挨拶の後、また災害対応のほうに移らせていただきたいと思いますと思っております。

まず、今回の7月豪雨で被災された農業者の皆様に対して、お見舞い申し上げたいと思います。

今日の政策評価の関係でございますが、昨年度、水産基本計画を策定しましたものですから、まず水産行政分野の実績評価を行っております。それから、事前分析表につきましては、アウトプット指標をアウトカム指標に見直す、あるいは目標値の引き上げを行う、あるいは不足している指標の新設等を行っております。

また、今回、総合評価につきましては食料安全保障がテーマでございますが、そこにつきまして骨子を作成しておりますので、後ほどしっかり説明させていただきたいと思います。

本日は3時間の長丁場でございますが、どうぞ忌憚のないご意見をいただきまして、農林水産省の政策評価がうまくいきますようにいろいろご助言賜ればと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田広報評価課長 本日は、政策評価第三者委員8名、農林水産省行政事業レビュー外部有識者2名の方にご出席いただいております。

なお、松田委員、二村委員はご欠席、また、天野委員は所用のため途中からの出席となります。

出席者につきましては、本来であればご紹介するのが筋でありますけれども、時間の都合上、お手元の名簿及び座席表でご確認いただければと思います。

本委員会の議事録につきましては、委員の皆様方にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

先ほど塩川審議官から紹介がありましたが、本日の議事内容についてご説明いたします。

農林水産省の政策評価につきましては、配付資料一覧の4ページをご覧くださいなのですが、政策評価体系を中目標として6つ、政策分野として23に整理しておりまして、農業、林業、水産業それぞれの施策の節目に合わせて実績評価を実施しております。

本日は、まず1つ目の議事といたしまして、水産分野の評価年になっておりますので、23の政策分野のうち⑩、⑪、⑫を対象に平成29年度の政策評価書についてご議論いただくこととしております。

また、議事の2つ目といたしまして、評価年ではない農業と林業の分野、政策分野の体系でいきますと①～⑩となるわけですが、こちらにつきましても測定指標の新設または見直しを行っておりますので、平成30年度の事前分析表についてご議論いただきたいと思っております。

また、3つ目の議題といたしまして、23の政策分野のうち※がついておりますものが、いわゆる総合評価の対象になっているわけですが、このうち今年度は⑤の様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立が評価の対象年となっておりますので、本日はその骨子についてご議論いただくこととしております。

さて、ペーパーレスの推進のために、本年度からこの委員会ではタブレットを使用することにしたいと思っております。使用方法等につきまして会議中ご不明な点がございましたら、事務局までお知らせください。

傍聴者の方へのお知らせでございます。

カメラ撮影につきましては、プレスリリースでお知らせしておりましたとおり冒頭のみとしておりますので、撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず議事の1つ目といたしまして、平成29年度実施施策に係る政策評価書（案）についてご議論いただきます。

資料は1、2となります。

それでは、水産庁から説明をお願いいたします。

○藤田水産庁企画課長 水産庁企画課長の藤田でございます。

水産庁はあまり人事異動がなかったので、私、昨年に引き続き2回目でございますけれども、説明させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、平成29年実績評価の結果概要、要因分析についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

詳細な内容は、資料2に評価書をご用意しておりますけれども、まず、資料1を中心にご説明申し上げます。

本年度は、水産関係の政策分野でございます⑳の水産資源の回復、㉑の漁業経営の安定及び㉒の漁村の健全な発展について評価を実施することとされております。具体的には資料1の3～5ページに記載しておりますので、まず、3ページをご覧くださいませでしょうか。

政策分野⑳水産資源の回復につきまして、ご説明を申し上げます。

ちょっと見にくいときには、スマホ等をお使いの方は指で広げていただければわかると思います。

各指標の達成状況を申し上げますと、2つの指標がAの評価となっております。そして2つの指標がB評価ということで、B評価のうち1つの指標が前年度の実績を下回っております。政策分野全体での達成度合いといたしましては、表の一番下にありますように「③ 相当程度進展あり」という判定とさせていただきます。

Bの指標のうち達成度合いが前年度の実績値を下回ったものが、具体的な要因分析の対象となっております。㉑の分野につきましては、ちょっと色が変わっている行があると思うのですが、この橙色の部分、ここの主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量が対象になります。

この主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量につきましては、様々な施策を実施しておりますけれども、海洋環境の変化や異常気象等によるさけ・ます類及びホタテガイの生産量の大幅な減少が全体の生産量の減少に大きく影響しております。その結果、施策の効果が小さくなってしまったと考えております。

海洋環境の変化ですとか異常気象については、予測したりすることは難しいですが、今後も気候が相当生産量に影響を及ぼすことが想定されますので、これまで取り組んできた施策に加えまして、海洋環境の変化に対応した技術改良の取組についても総合的に支援を行うことを検討していこうと考えております。

また、さけ・ます類につきましては漁業生産量を早急に回復させるために、これまで取り組んできました施策に加えまして、生物学的な生理・生態の両面から生き残る率、卵から生まれて海に行って、回遊して帰ってきますけれども、そのあたりの生き残る率を向上させる抜本的な対策といたしまして、さけ・ます類の放流後の河川や沿岸での、何と申しますか、減耗と言

っていますけれども、かなり死んでしまうというか、食べられてしまうとかいろいろな原因で随分減ってしまいますけれども、そういうものをいかに回避するか、こういう技術開発ですとか、健康性の高い種苗を育成する手法の開発の取組も検討していこうと考えております。

次に、4ページをご覧ください。

②の漁業経営の安定につきまして、ご説明いたします。

各指標の達成状況を申し上げますと、3つの指標がAの評価、1つの指標がBの評価で、前年度の実績値を下回る指標は該当がありません。そして、1つの指標だけがC評価となっております。分野全体の達成度合いといたしましては、「相当程度進展あり」という判定となっております。

(1)の②の(ア)の指標につきましては、実は「資源管理・収入安定対策加入漁業者による漁業生産割合」とこれまではしておったわけでございますけれども、達成手段となる事業名が「漁業収入安定対策事業」となりますので、そちらに合わせて、指標中の文言を「漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合」ということで文言的な修正はしておりますけれども、測定している中身について変更はいたしておりません。

要因分析の対象は、ここでも一番下の行になりますけれども、橙色の部分の広域での漁協合併件数となります。

広域での漁協合併件数につきましては、本事業では、合併後の事業改善計画の策定支援ですとか経営改善に取り組む漁協への利子助成等を実施・支援することとしておりますけれども、実際には、合併の合意形成の遅れなど、様々な要因によりまして遅延が発生しております。平成29年度に合併を予定していた1件でございますけれども、合併に際して市場統合をどうするのか調整に時間を要したことと、合併に参加する予定の漁協におきまして合併に向けた準備作業に対応できず、全体の合併協議に遅延が生じたということございまして、当初、平成29年10月に予定されていた合併がうまくいかず、平成29年度は合併に至っていないということで、実績値が0件となって評価がCとなったということでございます。

現在は県漁連の支援等によりまして、まずは今年10月に合併した上で、市場統合につきましては合併後に改めて検討するというところで協議が進んでいる、そういう状況になってございます。

漁協の組織・事業規模につきましては総じて零細でございますので、組合員である漁業者の高齢化と減少が続いているため、漁協の規模拡大により経営基盤を強化するとともに、業務の効率化を図ることが喫緊の課題となっております。このことから、今後も広域での漁協合併等

により経営基盤強化を目指す漁協を支援すべく、合併協議の進捗管理とともに、合併に取り組む地域の事務局へ外部コンサルタントを派遣し、計画策定を支援するなどのサポートを行い、円滑な合併を支援していくということで考えております。

最後に、5ページになります。

政策分野②の、漁村の健全な発展についてご説明いたします。

各指標の達成状況を申し上げますと、6つの指標がAの評価、3つの指標がB評価で、前年度の実績値を下回る指標はございませんでした。分野全体の達成度合いといたしましては、同じく「相当程度進展あり」という判定とさせていただきます。

要因分析の対象として該当している指標は、ここではございません。

平成29年度における評価結果につきましては、以上となります。

続きまして、平成30年度の目標についてご説明申し上げます。

各指標の詳細な目標設定は、実は資料4のほうにございまして、すごく膨大な資料ですが、でも、「平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」にてお示ししております。

水産分野につきましては、資料4の152ページ以降にありまして、今、ご覧にならなくてもいいですけども、水産基本計画とか、昨年、同じときに策定しました漁港漁場整備長期計画の見直しを踏まえまして、目標、指標について昨年度、設定させていただいているということでございますので、平成30年度は特段の指標の見直しは予定しておりません。引き続きこの水産基本計画と漁港漁場整備長期計画に基づいた目標に向けまして、施策を実施していくということで考えております。

簡単ではございますけれども、平成30年度の目標につきましては以上となります。

以上、水産分野についてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田広報評価課長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見もしくはご質問をお願いいたします。

○篠原委員 去年も同じような質問をさせていただいたのではなかったかと思いますが、漁協の合併の遅れで、市場統合の調整に時間を要しているというところですが、主な阻害要因はどのようなことなのかを教えてくださいたいのと、組合の平均年齢は大体どのぐらいの年齢なのか、それから組合員数は小さいところでのどのぐらい、大きいところでのどのぐらい、平均でどのぐらいなのかを教えてくださいたいと思います。

○前田広報評価課長 何人かの委員にご質問、ご意見いただいた後、まとめて答える形にしたいと思います。

ほかにございますか。

○日吉委員 漁協合併と市場統合の話がありましたけれども、また漁業者の高齢化という話もありましたけれども、実は市場統合と漁協合併は非常にリンクすることだと思っていて、実は魚を流通させている仲買や、魚屋も高齢化してしまっていて、漁協合併するに当たって、市場統合することが健全な入札だったり競争入札が行われることにリンクするので、漁協合併と市場統合は相容れるものというか、リンクするものだと思っております。

もう一つ、その上の資源管理・収入安定対策。いつも説明していただくのですけれども、今度、名前が変わったのですかね。現場では積立ふらすといわれている制度だと思っておりますけれども、今回、マグロの資源管理に当たり小型漁船の相当枠が絞られて、今、ニュースなどになっていると思っておりますけれども、ぜひこの加入率、以前にもお話しさせていただきましたが、この加入率が生産量によっている加入率だと。要は漁船とか、法人化されている効率のいい漁業とか、私のような定置もほとんど、ある程度法人化されている漁業ですけれども、そういうところが多く入っているのが加入率が非常にいいように思うのですが、実態の経営体自体でやったら多分相当低い加入率だと思っておりますので、今回、小型漁船の方々が非常に、資源管理には協力すると思っておりますが、それに当たって、やはり漁業共済になかなか入れないんですね。漁業共済に入った上にこの積立ふらすと言われる制度があると思っておりますけれども、ぜひ小型漁船にももう少し寄り添った、入りやすいような制度にしていきたいと思っております。

○前田広報評価課長 ご質問、ご意見がいくつか出ましたので、ここで一旦水産庁から説明をお願いいたします。

○藤田水産庁企画課長 質問ありがとうございます。

漁協の合併の阻害要因でございませうけれども、いくつかあると思います。通常は、合併しようと思ふ漁協同士の経済状況を見比べた場合に、例えば片方の漁協に繰越欠損金みたいなものを有していると、いいほうは一緒になりたくないと思うというようなことがありまして、そういう繰越欠損金を、何といたしますか、環境整備という意味でいかに減らすかという対策をまずとっているというのが1つございませう。

さらに、時々言われるのですけれども、漁協というのは農協と違いまして、漁業権を一部管理しているという業務がありまして、それは漁協の土地というか、陸側に準拠したというか、そういう範囲とちょっと違った形で、浜ごとに漁業権を管理するような形になっているものですから、漁協が経済事業体としてどんどん大きくなっていくと、漁業権のそういう管理の単位とずれが生じてくるんですね。単純に言うとな漁協の単位のほうが大きくなり過ぎて、海側の、

前浜をみんなで管理するみたいなどころの単位とずれが生じる。

そういうことで、過去に法律改正をしまして、地区ごとに部会みたいなものを設けて管理できるという制度を導入しまして、そういうことをうまくかみ合わせて管理することによって、組合の単位の広さとそういう特定の事業の関係地区との差というのでしょうか、そういうものはうまく解消しながら管理してくださいという話をさせていただいているのが現状でございます。

あと、組合員の年齢の話は担当のほうからご説明させていただきます。

○水産庁水産経営課 水産経営課でございます。

組合の平均年齢ですけれども、今回ちょっと手元に資料を用意できていません。就業者の動向として、漁業者の65歳以上の方が平成27年度で36%。これは就業者全体の中での数値でございます。中には高齢化が非常に進んでいる漁協、もう平均年齢が70近くというような漁協から若い就業者が沢山いるような漁協まで、全国の漁協では地域の実情によって様々であるということでございます。

次に、質問のありました組合の平均人数、また最高、最低でどれぐらいかということですが、大きいところになりますと、3,000名を超えるような漁協がございます。また、小さな漁協になりますと、最低の正組合員数が20名ということございまして、20名～数千名に達する漁協までということでございます。

それと平均組合員数ですけれども、平均で150名でございます。この150名という数字は全体の漁協の上位3分の1を占めるような位置にありまして、50名未満の漁協が半数以上を占めているような状況にあります。農業関係と比べて非常に小さな単位での組織になっているということでございます。

それと、日吉委員から補足といいますか、現状の説明をいただきましたので、お礼を申し上げます。

○藤田水産庁企画課長 日吉委員からありました資源管理の収入安定対策でございますけれども、おっしゃるように、実は水産基本計画上も、昨年もちょうと申し上げたかもしれませんが、そういう、何といいますか、生産量で見たときに大層を担う人が資源管理の収入安定対策をちゃんとやっている形をとっていくというような形で作っているものですから、指標上は、おっしゃるように、漁獲実績が少ないような人を一者一者カウントするような形にはしていないということでございます。

ただ、何といいますか、共済に加入できるかどうかという部分はまた別の話でして、年金収

入があるから別に共済等は掛けないんだみたいな人と、もう一つは、入ろうと思っても入れない人がいるということでございますので、実は昨年ちょっと評価をいただきましたけれども、4月1日から制度改正をして、地区全体として若干入りやすいような形をとっておりますので、こういったものも活用しながら、できるだけ皆様方に活用していただけるように引き続き我々のほうも努力していきたいと考えております。

確かに小型漁船の方はいろいろ、実際には漁獲金額が平年で考えると少なかったり、毎年来遊する魚によって漁業形態が変わったりして、水揚げ金額の把握等が実際には難しかったりする部分があって、共済組合としてもなかなか手が伸ばしにくいというのでしょうか、そういう部分もあるかと思えますけれども、その点はいろいろ制度を運用しながら、できる限りご期待に沿えるように努力させていただきたいと思っております。

○日吉委員 この収入安定対策の制度は、今、クロマグロについては非常に厳しい資源管理が7月から導入されたのですけれども、それについて相当な効果があると私は思っていて、資源管理はもちろんですけれども、共済に入らないと収入安定対策に入れないと先ほど課長がおっしゃるとおりで、その共済のハードルが、やはり漁船漁業についてはなかなか高い。現状ではおっしゃるとおり、高齢者になって、年金をもらいながら、おかずとりのような商売の漁業者もいるのは確かです。でも、今年の制度改正で非常に入りやすくなったのは私もわかっているのですけれども、それでもまだまだなかなか零細漁業者が入りにくいという制度があるので、ぜひ前向きに対応していただきたい。

これは結構な予算規模が計上されていると思うのですけれども、公平性が保てるような、全漁業者がちゃんと入れるような制度をぜひつくっていただきたい。

もう一つ、先ほど漁協関係で漁業権のことをお話しされていたと思うのですけれども、藤田課長はご存じだと思うのですけれども、私どもの漁協も伊東市と熱海市を合併した漁協ですけれども、実は合併について、地先の漁業権と言われる共同漁業権は持ち込んでいないんですね。旧単協のときと全く同じ漁業権の形態で合併が行われているので、いろいろな漁業権があると思うんですね、その地域の。そういうこともあるかもしれませんが、漁業合併について、漁業権の心配はほぼ無用かなと思うところです。

○前田広報評価課長 水産庁から何かコメントありますか。

○藤田水産庁企画課長 ありがとうございます。

今回の評価は平成29年度の施策の評価なので、ここには反映させておりませんが、先だって6月1日に「水産政策の改革について」が示され、現在、水産政策の改革をするんだと

いうことで作業を進めさせていただいております。その中には漁業収入安定対策につきまして法制化を図るといったことも入っております、そういう皆様方のニーズと申しますか、現実の声をお聞きしながら、制度化の話に向けて活かしていきたいと考えております。

○前田広報評価課長 篠原委員、先ほどの回答に対して何かございますか。

○篠原委員 先ほどのお答えに関連して、事業承継についてお聞きしたいのですが、新規の全く違うところから就業される方と親族内後継者、この比率はどのぐらいか。差があるのか同じぐらいなのか、その辺を知りたいのと、事業承継に対する啓発はどのように進めておられるのか。また、事業承継する上で、法人化というのも一つの得策ではないかと考えておりますが、この法人化の推進についてはどのようにお考えなのか教えてください。

○前田広報評価課長 水産庁から、すぐ答えられるのであればよろしく申し上げます。

○藤田水産庁企画課長 形態が相当違いまして、今、言われているのはどちらかというところと沿岸漁業の話ですかね。いわゆる漁船漁業、指定漁業と言われているような、大臣が許可するような漁業は、個人経営体もあるのですけれども、昔から相当の資本と乗組員を使ってやるような漁業なので、会社経営体でやっていることが多いんです。そういうところは当然、会社でやっていますのでそのまま、役員が変わろうと事業を継続していくということですし、制度的に申し上げますと、Aさんが漁業の許可を持っていましたというときに、A丸をもうやめますというときに「じゃ、俺やるわ」という人が出てくると、A丸の使用権を通じてその許可を事実上承継させることができる仕組みになっています。ですから、そういう大きいほうの漁業というのでしょうか、そのほうが普通かというと、割と経済行為的な世界で動いている部分があります。

そうではなくて沿岸の漁業で、個人で小さい船を使って個人経営でやられている方は、これはもう非常に様々で一口で申し上げるのはちょっと難しい状況です。ですけれども、ちょっと後の話になりますけれども、新規就業者の人数で申し上げますと、大体毎年2,000人ぐらい新規就業者を入れましょうということになっておまして、これは必ずしも沿岸漁業者だけではないのですけれども、最近、いわゆる漁家の親戚というのですか、子弟というのでしょうか、その割合が減ってきているというか、あまり多くないです。ちょっと正確な数字は覚えていないのですけれども、たしか6割ぐらいは全然漁業関係でない分野から入ってくるような形になっております。

そういった意味では、地区によるんですけれども、できるだけ新規の就業者に入ってきてもらいたいというところは我々のほうもいろいろ支援をして、就業者のフェアみたいなものをして

て「入ってきてください」というマッチングを行ったりするような取組をさせていただいているということでございますので、全体として「こうだ」と申し上げるのはちょっと難しいんですけれども、一応沿岸ではそういう、昔のイメージですと親から子にということだったんですけれども、最近はそうではなくて、それ以外に研修で、全然知らないんですけどもマッチングで入ってきて、経験者の方から実際に何年間か技術指導を受けて、それで一人立ちするみたいなことが徐々に定着しつつある、そういう状況になっております。

○篠原委員 ということは、漁業の世界では割と承継というか、バトンタッチはスムーズに行くほうだと。個人で小さい漁船に乗っておられる方は別として。そのように考えてよろしいでしょうか。

○藤田水産庁企画課長 いわゆる漁船漁業、沖合漁業というんでしょうか、そちらは比較的スムーズに行われています。沿岸は、やはりその土地、土地で置かれている条件がものすごく違うので、一口に「全部円滑に承継されているんです」とか申し上げる感じではないんですけれども、沖合のほうは、おっしゃるように、そんな感じです。

○山崎委員 漁業経営の安定、担い手確保のところで新規就業者数が、各年度2,000人という目標値がございます。今後、5年後とか10年後もずっとこの2,000人という数字で安定していける予測なのかというところが1つ。

あと1点、この数字の中に外国人技能実習生は多分入っていないと思うんですが、いろいろな漁港に行きますと、今、漁船に乗っている外国人の技能実習生の方が非常に多く見られます。この新規就業者数に対して外国人技能実習生が、現在、全国でどれくらい実習されているのかという数値がわかれば教えていただきたいと思います。

もう一点、漁業協同組合の合併について、目標値が平成31年度に9件となっておりますが、実績ではゼロとなっております。今後、漁協が合併するというのは非常に難しいことも考えられます。

そういった中で、利子の助成をしておりますが、もう一步踏み込んで、合併するとメリットがあることの周知も必要なのではないかなと思います。

○金子委員 先ほど漁協の合併の障害の話で、要するに繰越欠損金を片方が持っていると持っていないほうが嫌がるみたいなお話がありましたけれども、そもそも漁協というのは、多分何か根拠法があって協同組合として設立されているんだと思いますけれども、全国でどれだけあって、多分その根拠法令によって農林水産省に決算報告というか、決算書とか申告書を出すようになっているのか。要は、日本全国の漁協の経営状態をどこがどう把握して、管理はできな

いのかなという気もしますが、先ほどのように何か事業を推進していこうと思った場合でも現況把握ができていなければどこどこをどうするんだとか、いや、そこはやめたほうがいいとか、ここをこういうふうに改善してあげればこことどうこうできるだろうとか、その辺の実情把握が、農林水産省なのか、それとも地域、もっと自治体のほうなのかとか、その辺の状況を教えてください。

○前田広報評価課長 それでは、水産庁から回答をお願いします。

○藤田水産庁企画課長 ありがとうございます。

まず、担い手確保の各年の2,000人というのは、実績に若干プラスアルファしているようなところがあるんですけれども、現在、新規就業者で入ってこられるうち青壮年層と言われる方の割合が、水産は割と若い方の割合が多くて、現在も青壮年層は全国で3万8,000人、45歳未満で3万8,000人ぐらいいらっしゃるんですけれども、この2,000人ずつをずっと続けていくと一定の、今だとかかなり高齢の方の割合が大きいですけれども、だんだん収斂して行ってバランスのいい形になるということで、逆算して2,000人程度を将来も確保するんだということで数字を定めさせていただいています。

ですから委員おっしゃるように、そういった意味では今後、日本全体で労働人口が減っていくというときに2,000人をいかに確保するかは、逆に言うと、我々としては非常に大きな課題だと。しっかり確保していかないと、目標に沿った形でバランスのいい就業構造が確保できないのではないかと考えております。

あと、外国人の研修生、これはもちろん新規就業者とは別になっておりまして、技能実習生と言われる方の実際の数値なんですけれども、漁船漁業で平成29年で1,360人、養殖で1,197人という形で技能実習をされておりますので、そういった意味では、いわゆる新規就業者の数より多いぐらいの方々が現場で一緒になって働いておられる。そういった意味では、港に行かれたときに外国人の方を見られることも多いと思います。

あと、ちょっと補足してもらえばいいと思うんですけれども、漁協の管理というか、位置付けなんですけれども、水産業協同組合法というのがございまして、水産業協同組合法に基づいて、農林水産大臣か知事が管理をするという形をとっております。ものすごく単純に申し上げますと、だんだん合併して県一漁協と言われるようなものができていますけれども、そういう都道府県単位以上のものは大臣が管理します。ですけれども、都道府県よりも狭い単位というんでしょうか、そういう小さい地域の場合は都道府県が管理をする形になっておりまして、それぞれ事業報告等は、当然管理する者に報告することになっております。

水産庁では、そういう都道府県に出された業務報告書、事業報告書を都道府県からまとめていただいて、年に1回、全国の統計表として数字を取りまとめて全体像を把握するような作業をさせていただいているということでございます。

○水産庁水産経営課 水産経営課でございます。

日吉委員からさきにお話がありました、漁業権関係については合併の阻害要因にならないという話ですけれども、旧漁協単位で部会をつくりまして共同漁業権の管理ができるというようなことを漁業者の皆様にはお知らせし、漁協系統を初め水産庁からも合併の推進を図っているところですが、全部の漁協がそれを十分理解されているわけではなく、中にはちょっと、お年を召した方を中心に、隣の漁協とくっつく漁業権を向こうに管理されるから嫌だといまだおっしゃっている方がいるという実情がございます。こうやってまだそれにこだわっておられる方が、特に小さな漁協であればあるほど多いのが現状ということをご報告しておきます。

次に、山崎委員から、漁協の合併というのは非常に難しいので、もう一步、合併によってよくなるんだよというようなことをもっとPRしたらどうかというようなことにつきましては、実は、漁協の広域合併というのはあくまでも手段であって、目的ではない。これまでも、県で1つになった漁協もあるんですけれども、このような漁協の中には経営が悪いところもございます。やはり大きくなっても、漁協の経営者がちゃんと経営感覚を持って漁協をよくしていくんだと、また、先々のことを考えてどのような手段でよくしていくのかといったところの経営判断をちゃんとお持ちになっているようなところは非常に経営状態もよく、また、新規就業者も割と入ってこられているような傾向がございます。だから「合併によってよくなる」のではなくて、「合併後によくなるためには皆さんで努力してください」ということを水産庁としては研修会その他で申しているということをお伝えしておきます。

それと、金子委員からありました漁協の数につきましては、平成28年度末現在で960、平成29年度末で953でございます。これらの漁協の事業報告は水産庁が年に1回、報告書にまとめて経営状態の把握をしており、また、インターネットでも公表しております。

これらの漁協の経営状況を見てマッチングを国や県で検討しても、それは当事者が納得しなるとなかなか合併まで持っていきません。地域の県漁連を中心とした組織でいろいろマッチング、また、今後、地域で漁協や漁業をどうしていくのかというようなことを考えて、戦略を立てて、また、そこには県等も交えながら、合併関係を推進しているのが実情でございます。

また、漁協の管轄についてですが、県漁連や信漁連というのは大臣の管轄になっていまして、その下の漁協については県知事の管轄になっていることを補足させていただきます。

以上でございます。

○前田広報評価課長 山崎委員、金子委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○日吉委員 指摘ばかりして申し訳ないんですけども、資源管理の高度化というところで、昨年、15年に変更されたと思うんですけども、やはり資源管理を見る上では15年はちょっと短過ぎて、資源管理がこれだけ国民の中でも危惧されているところで、やはり厳しい資源管理政策をとっていただきたい。

先ほど藤田課長からも水産改革の話がありましたけれども、今回、MSYをもとにTACなどの漁獲可能量を考え直すという話が水産改革の中でありました。ぜひMSYに則った、今までの獲れないようなTACではなく、実態に合ったTACをぜひしていただきたい。

もう一点、これも指摘ばかりで申し訳ないんですけども、就業者は確かに2,000人かもしませんが、私は現場なので、就業フェアなどにも出たことがありますけれども、就業してもらいます、でも離職率が非常に高いです。そのことを念頭に後継者の制度なり政策を考えたほうがいいのではないかと思います。

○林委員 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進のところで、この魚種と、それから協定のところの目標値なんですけれども、これは10年ぐらい常に実績値が目標値と同じか上回るようなことになっているかと思えます。この目標値の定め方に関しまして、できるだけ資源管理をしていく上で、もう少し厳しい目標でもいいように思うのですが、いかがでしょうか。

○岸本委員 昨年、指標についていろいろ細かく見させてもらって、今回大分、ストックとフローとか、上がるべきもの、保つべきもの、下げるべきもの、あるいは直接比較と差分比較というような形でいろいろ整理していただいて、随分いろいろわかりやすくなったとは思っているんですが、ちょっと感想として、実際A、B、Cをつける際に、こういった表記で何かマネジメント上というか、何か変わった点があるかどうかをお聞きしたいというのが1つあります。

私もこれいろいろ相談させてもらったときに、例えばフローとストックでやるときとか、増やすべきものと保つべきものでA、B、Cの評価が同じ基準でいいのかといったことはすごく考えたんですが、個々のものをいろいろ見ていくと変えたほうがいいなというものもあるんですけども、変え始めると全ての指標に固有の評価指標をつけるみたいなことになって、えらいことになるので、それはやむを得ないかなとは思いますが、細かく見ていくと「これはどうかな」というのは多少あります。

例えば、具体的ではないんですけども、ストックで評価する際にダイナミックに動く、要するに0%を70%にするみたいなものは直接比較でいいと思うんですけども、例えば65%を70%にするみたいなものを直接比較でやると、Aが付くことはもう最初から決まっているみたいなことになったりするわけですよ。そういうところがやや気になるんですが、そういうところを実際やって、その後、今回、色をつけていくつか示してもらった中でも、20番の(2)の(ア)のところはBで88%だけれども今回、一応改善点を示していただいたということで、多分、機械的にやっておられるのではなくて、ざっと見て「これは要注意だ」みたいなものをピックアップされているんだと思いますが、そういう際に、今回指標の表記がいろいろ改まって、どういうふうに変わったのかなということをお尋ねしたいというのが1個。

細かいことがもう一個だけあるんですが、㊸の(1)の漁船の事故のところなんです、一応目標値が632隻未満とあるので、多分これ「定性」と書かれていると思うんですけども、これはもう632という目標値があって、それに対して実績値があるので、定量的なものでいいかなと思います。

この事故の数が今年えらい減っていて、もう平成32年度の目標を大きく上回っているんですけども、これは何か理由があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○前田広報評価課長 それでは、水産庁から回答をお願いします。

○藤田水産庁企画課長 先ほど私、技能実習生のところで養殖の人数を平成29年と申し上げたような気がするんですけども、ちょっと統計のとり方が違いまして、養殖のほうは平成28年で1,197人でしたというところだけ、訂正させていただきたいと思います。

それから、日吉委員からいくつか言われた実態に合ったという話ですけども、確かに、私、前任の管理課長でございまして、ここの資源評価をしたときの中位または高位水準の魚種の比率みたいなものを出すというのは、資源管理の効果みたいなものを政策評価として評価しないといけないんですけども、一方で、海洋環境の影響で大きく振れてしまうものもあって、そういった中でどうやってどのあたりを評価のボーダーラインにするかということで、かなり苦労させていただいた結果で15年みたいな形にさせていただいていまして、実はこれ、20年とか30年でやると資源量がものすごく大きく変動する浮魚資源の影響が入ってきてしまって、いい評価にならなかったというか、影響が大きかったので、15年とさせていただいた経緯があるということでございます。

あと今後の話でございますが、確かに、こういうところでは何かの指標で全体像を示さない

といけないので、中位、高位、低位みたいなことでエイヤとやらせていただいているんですけども、実際には、資源評価書の中では非常に具体的に、魚種毎にどういう状況かというのは細かく記載させていただいております。ただ、今後、先ほど日吉委員から話がありましたように、MSYというものを念頭に置いた形で資源を評価し、資源管理に活かそうというのが政策的な流れでございますので、その実施状況を踏まえまして、来年以降どういう形でお示しするかは考えさせていただきたいと考えております。

あと、離職の話でございますけれども、確かに、慣れていないと言ったらあれですけども、急に漁業に来られた方は、例えば地域への溶け込み方とか、あと船そのものが弱い方もいらっしゃるんで、そうすると離職する割合が多いのかもしれないですね。新規就業者のその後の離職状況みたいなものをつかむのは結構難しく、実は我々のほうでは研修をした方、研修で支援をした方については後が割と追やすいということで追っております、我々の新規就業者の事業を利用した方については3年後の定着率は65%となっております、実は多くの方は研修を始めた最初のころに、卒業する前にというか、最後、終わる前に脱落する人は脱落してしまって、ちゃんと終わった人から数えるとそれぐらいの率になるということなので、そういった意味で、我々はそういう研修みたいなもので助走期間を設けながら、ちょっと第一産業に慣れていないというか、そういうところに入ってきていただくのがいいのではないかと考えております。

あと、林先生から言われたこの国際的な資源ですけども、さすがに国際的な枠組みでやっているものなので、日本の一方的な思いだけでこの数を増やすのはなかなか難しいものですから、現在のところ、急には増えない状況になっているという実情があるということでございます。

漁船の事故の話は、海上交通安全につきまして、国土交通省が中心になって目標づくりをしております。そういう中で我々のほうも、その目標に向けて、できる限り事故が起こらないよという取組をさせていただいております。

漁船につきましては、何で減ったかはちょっとあれですけども、我々としては大体、毎年10月が漁船の海難の防止の集中取組月間みたいになっておりまして、一生懸命関係省庁と連携をして、最近ですとライフジャケットの着用が義務づけされましたけれども、そういった話とか、できるだけ安全に注意しましょうみたいな取組を繰り返しやらせていただいております、そういった効果もあって、何とか少ない数字で推移しているのではないかと考えております。

○水産庁企画課 岸本先生のご意見ですけども、昨年からずっとご指摘いただいて、今回、

事務局でこういう形で比較してみようということでやったところなんですけれども、こういうやり方をするとまたいろいろな問題が見えてきましたので、またこれを活かして、率が上がってきてしまったものはどういうふうに見せたらいいかとか、いろいろなことが出てきますので、今回、新たな取組でしたので、また事務局と相談して少し工夫したらいいのかなと思っております。

○前田広報評価課長 広報評価課ですけれども、昨年の岸本委員からのご指摘を踏まえまして、今回の評価書から、ストックか、フローか、目標値が上がるか、同じか、下がるか、また、達成度合いを差で見るか直接見るかといった分類にトライしてみましたところ、やはりこれはストックではなくフローで捉えたほうがいいのではないかと、差で見るのではなくて直接計ったほうがいいのではないかとということで修正した項目がいくつかございます。そういうものを発見するという意味で、非常によかったなと思っています。

一方、委員が、申されましたように、ある程度統一性というのは必要ですけれども、それに無理に当てはめてしまうがゆえにかえって適切ではない評価も出てくるということも問題意識としては持っております。

どういふやり方がいいのかは引き続き、問題意識を持って検討していきたいと思っています。

○林委員 ご回答いただき、ありがとうございました。

私が申し上げたかったことは、目標値と実績値の問題でございまして、10年間にわたってクリアし続ける目標で、しかも数値として変わらないものが果たして正しいのかという点でございまして。

それと、関連いたしましてと申しますか、目標値と実績値の問題でもう一点質問させていただきたいんですが、資料1-5ページでございまして、防災と減災に関しまして、②の(1)の②の(イ)、(ウ)、(エ)がそれに相当するかと思うんですけれども、防災・減災に関する事柄は目標値に対して実績値が、例えばB評価となっておりますけれども、優先性といえましょうか緊急性といえましょうか、そういった観点から、先ほど岸本委員もおっしゃいましたように、やはり一つ一つの事柄について異なる判断をするのは難しいと思っておりますけれども、特に水門・樋門等の自動化・遠隔操作化などは、目標値に対して実績値が75%というのは問題なのではないかと思った次第でございまして。

○長田委員 同じページの魚介類の消費量のところですが、もともとの基準値よりも目標値が低くて、98%達成しているということなのですが、魚介類を召し上がる量がすごく多い方と、ほとんど食べない人とすごく差があるのではないかなと思って、これは1人の平均的な

数字だと思うんですけれども、このばらつきについて何か検証されているのか、教えていただければと思います。

○前田広報評価課長 それでは、水産庁から回答をお願いします。

○水産庁防災漁村課 水門、陸閘の自動化のところですが、これにつきましては中身を見てみると、東日本大震災の被災県において、工事に関連する地元調整等に時間を要しております。水門・陸閘の調整がおこなわれていることから達成度が悪くなったところがございます。

今後とも適切な助言を行って、水門・陸閘の自動化の推進を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○藤田水産庁企画課長 まず、林委員からありました国際的な資源については、確かにずっと変わらないとなると指標としてそれでいいのかどうかということだと思いますので、ちょっとそのあたりは、どういったことであれば指標にたり得るのか、それは担当のほうともよく相談させていただきたいと思います。

あと、今、長田委員からご指摘がありました食用魚介類の消費量でございますけれども、これはどちらかというと、全体の供給量と輸出量みたいなものとか、差し引きした上で割り算したみたいな形を出しているものですから、正確な分布が、確かに人によって違うというのはおっしゃるとおりだと思うんですけれども、はっきり言って正確な数字をつかんでいるわけではありません。

ただ、一方で、年齢階層別の魚介類の1人1日当たりの摂取量といいますか、それは白書にも載せさせていただいております。過去には、年齢がそれ相応にいくと魚介類の消費量がふえるみたいな話がありましたけれども、最近はまだほとんど全ての年齢階層で右肩下がりというんでしょうか、要するに消費量、摂取量が減るような状況になっております。ですから我々としては、そういった意味ではこういったところを、もうちょっと食べていただく取組をいかにするかが重要だろうと考えているという状況でございます。

○前田広報評価課長 林委員、長田委員、よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

○日吉委員 輸出のところに絡めて、ちょっと質問させていただきます。

輸出に絡むと、認証が非常に大事だと思うんですけれども、MSC、マリンエコラベル、両方あると思うんですけれども、せっかく日本にマリンエコラベルというすばらしい認証をつくったと思うので、ぜひ、ここでは指摘しませんけれども、北海道のほうで非常にクロマグロを獲ったところがあったと思うんですけれども、そういうところにマリンエコラベルが出ている。

静岡のサクラエビのところでは非常に資源管理を徹底的にしている。そこに差別があってはいけないと思うので、日本独自のマリンエコラベルというものを大切にするなら、ぜひそういう厳しい対策とか対応も絶対必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○前田広報評価課長 大体予定している時間になりましたけれども、ほかにご意見、ご質問があればお願いします。よろしいですか。

それでは、水産庁から回答をお願いします。

○藤田水産庁企画課長 ありがとうございます。

おっしゃるように、MELは日本発の認証制度でございますが、オリ・パラの調達基準の中でも認められているものになっておりますので、我々これを大切にしていけない。ましてや今後、輸出みたいなもの考える場合には、MELそのものを国際的に認証される基準にしていこうという取組が現在、されている最中でございます。そういった意味では、既にMELをとっている業者のところ国内のほかの漁業者の方が迷惑を被るような漁獲をしてしまったということで、これ自身はまことに遺憾な話ですけれども、こういう認証の話そのものは、国がやるというよりは独自の、何といいますか、もうちょっと独立性のある形で認証するというのが基本になっておりますので、そういった意味で、我々としてはやはりそういう独立した機関が、先ほど申し上げましたように国際的にも認められるように、そういう取組をしてもらいたいと思っています。

そういった意味で、もう既に起きてしまったことは、今の取り決めごとに引っかけられない限りはそれはどうしようもない部分があるので、やはり今後どうするかをちゃんと考えていかないといけないと思っております。さらに今後のことを考えますと、やはりペナルティありきというよりは、ペナルティにかからないようにどうやって取り組んでいただくかという方向になるように、我々としてはしっかり関係機関とそこは協議しながら、MELが育つように支援したいと考えております。

○前田広報評価課長 日吉委員、よろしいでしょうか。

それでは、予定している時間が過ぎておりますので、以上で議事の1つ目についての議論を終了いたします。

担当者の入れかえもございますので、ここで5分間の休憩を挟みます。2時15分までにはご着席願います。

午後 2時11分 休憩

午後 2時14分 再開

○前田広報評価課長 会議を再開したいと思います。

議事の2つ目といたしまして、平成30年度実施施策に係る事前分析表（案）について議論を進めさせていただきます。

資料は、資料3と資料4になります。

まず、農政分野について議論いたします。

先ほど申しましたように政策分野が全部で23あるわけですが、まず、政策分野①について、消費・安全局から説明をお願いいたします。

○沖消費・安全局総務課長 消費・安全局総務課長の沖と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

政策分野の①、国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保に関してご説明いたします。

まず政策評価ですけれども、この分野につきましては今年度、評価は実施しておりません。

次に、本年度の指標設定についてでございますが、資料3-1ページ、資料3-2ページの2つの指標を新たに設定したいと考えております。

まず、資料3-1ページをご覧くださいと思います。

当省では食品の安全確保の取組として、有害化学物質と微生物について科学的観点からリスク管理を行っております。具体的には、関連する情報の収集・調査を行った上で、その実態に基づいて安全性向上対策を策定し、その普及を進めるとともに、対策普及の後にはその効果を検証して、対策の改善、さらなる普及を進めるというプロセスを行っているところでございます。

このようなプロセスのうち、これまではスタートになります実態把握というところに重点的に取り組んでまいりましたけれども、これらについては相当の進展が見られておりますので、今後はその実態把握の成果に基づく対策の策定、改善、そしてその普及という部分に重点を置いていきたいと考えているところでございます。

このように、重点化したいと考えております対策の策定、普及に関する取組を評価する指標といたしまして、化学物質については既に2つの指標が存在しておりますが、食品安全対策のもう一つの柱、化学物質と並ぶ柱である微生物対策については評価指標がないため、今般、新たに指標を設けようとするものでございます。

具体的な内容につきましては、菌を原因とする食中毒の発生原因で最大の割合を占めております、鶏の肉に由来するカンピロバクターに着目いたしまして、肉用の鶏農場における食中毒

菌に対する衛生管理の実施割合を測定指標といたしまして、目標値につきましては、8つある衛生対策について、現在ではその実施率が78%~100%までばらけているものですから、来年度中に全て90%以上に引き上げることを目指すこととしております。

続きまして、資料3-2ページをご覧くださいませでしょうか。

農産物のGAPについては既に目標値を設けて施策を推進しておりますが、畜産物のGAPについても平成29年3月31日に基準書が策定、公表され、本年度から畜産GAP拡大推進加速化事業によりGAP審査・指導体制を構築し、指導員等による生産者への指導を推進していることから、新たに指標を設けることといたしました。

測定指標につきましては、農産物と同様に、GAP認証取得経営体数とし、畜産専業農家の3%水準となることを目途として、平成32年度までに1,150戸を目標値に設定してございます。

政策分野1に関するご説明は以上でございます。

○前田広報評価課長 続きまして、政策分野の②、③、④、⑮につきまして、食料産業局から説明をお願いいたします。

○谷村食料産業局総務課長 食料産業局の総務課長です。

それでは、②、③、④及び⑮の4分野についてご説明させていただきます。

まず、資料3-3ページをご覧くださいませと思います。

政策分野としては、幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承ということで、その中の施策として、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承で、測定指標として「食育推進計画」を作成・実施している市町村の割合というものを従来から設定しているところです。この達成度合いの判定方法についてこれまでは、直接比較法において評価をしていましたが、今年度から、毎年度の目標値にどれだけ近づいているかを評価することで施策の効果を判断したいと考え、差分比較法を用いるというふうに変えるというのが1点目です。

続きまして、資料3-4ページをご覧くださいませと思います。

生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓でして、施策としては、いわゆる6次産業化等の取組を推進するということですが、その中で、測定指標として、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数というものをこれまで設定していたところです。単に地区数を設定する、何地区やっているかではなくて、施策の効果の実態を把握するという観点でいくと、その取組によってどれだけ経済的な価値を生み出したかということが重要ではないか、これは昨年、バイオマス産業都市についてのお話をし

たときも同様に、地区数ではなくて、そこから何が生み出されているかが重要ではないかというご指摘がありましたので、これにつきましても、いわゆる地区数ではなくて、その取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る経済規模を測定指標にするという形で見直しを行うものです。

目標値については、100地区を目標に置いて取り組んでいます。これまでの取組のペースで今後も持続的に成果が出ていくとすれば、平成35年度に590億円を超える、いわゆる売電等による収入金額が見込まれるということです。その590億を超える水準ということで、平成35年度末時点の経済規模を600億円と設定したということです。

目標年度につきましては、この基となっています農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針が、当初の目標値を5年後の平成30年度に設定していましたが、今回の見直しにおいてはこの5年間の取組を踏まえ、さらに次の5年を見据えて平成35年を目標にしていきたいと考えています。

単年度の目標を設定するかについては、再生可能エネルギーを導入してどういうふうに経済価値を生み出していくかについて、我々としては単年度で評価する、効果を1年ごとに認めるのは難しいのではないかと考えていまして、長期にわたる取組が必要という観点から、設定はしていないところです。

続きまして、資料3-5ページ、6ページ、7ページに関連するところですが、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓の中で、食品産業の競争力の強化のところですが、先に7ページをご覧くださいと思います。

これまでは食品流通の効率化及び高度化という視点において、中央卸売市場の取扱金額だけを測定指標にしていますが、今回、先の通常国会で卸売市場法と、従来「食品流通構造改善促進法」と呼んでいましたが、それを改正して「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」というものを制定させていただきました。この法律を制定したことも踏まえて、新たに測定指標を2つ加えたいと考えています。

戻っていただきまして5ページですが、まず1つ目として、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を測定指標として制定したいと考えています。これは、今回の法律改正の大きな趣旨が、消費者ニーズを踏まえた需要に対応した生鮮食料品をどう供給していくか、あわせて流通コストの削減なり、流通過程において付加価値を向上させていくということです。それを評価する指標として売上高に占める経費の割合、コストがどれだけ下がっていくかを一つの評価の指標にしたいと考えているところです。

達成度合いの判定方法につきましては、差分比較法において評価したいと考えているところ  
です。

次に、6ページです。

新たに加える2つ目の指標として、中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備  
率を掲げさせていただいています。

これはどういう趣旨かと申しますと、先ほどの流通を合理化していくという中で、特に青  
果・水産物についてはその物を腐らせない、価値をつないでいくという形で、いわゆるコールド  
ドチェーンがきちんと整備されていくことが非常に重要な取組だと考えていますので、流通合  
理化の取組の主要指標として、この低温卸売場の整備率を制定しているところです。

この目標年度の考え方ですが、これも短期の目標ではなくて、単年度の目標は設定するこ  
とにしています。あわせて達成度合いの判定方法ですが、これは総合的に分析して判定するこ  
とにしています。なぜかと申しますと、中央卸売市場に関しては法律で10分の4以内、予算の  
範囲内で整備について支援することになっています。そういう意味において、我々としては当  
然計画的に整備の支援をしていくことにしていますが、時々予算事情等に応じて予算が上下  
したり、整備の要望に対してなかなか応え切れない部分もあります。そういう状況も勘案しな  
がら達成度合いについては判定していきたいということで、総合的に判定するとしたところ  
です。

次に、7ページです。

従来から卸売市場の取扱金額を設定しているところですが、これを見ていただければわかる  
ように、額としては順調に伸びてきているわけですが、中央卸売市場については今後とも、改  
正後の卸売市場法の中においても、食品流通の重要な核として市場を位置付けています。その  
中でも中央卸売市場は大規模な流通の核になる施設ですので、ここの取扱金額を増加させてい  
くことは今後とも目標にしたいと考えていまして、現行の測定指標よりも、より高い目標を設  
定するというふうに考えているところです。

目標年度につきましては、法律改正後5年で必要な見直しを行うとしています。今年法律が  
改正されまして、施行は2年以内という形になっていますが、そういう意味で、平成36年度を  
次の目標に設定すると考えているところです。

続きまして、資料の8ページをご覧くださいと思います。

食品産業の競争力の強化の中で、食品産業における生産性の向上及び環境問題等に対する対  
応等の測定指標として、食品製造業の労働生産性の伸び率を今回、新たに設定したいと考えて

います。

食品製造業というのは、製造業全体の中でも非常に労働生産性が低い部分でして、労働生産性の向上が食品製造業の今後の持続的な発展のために急務になっています。そういうことで、政府全体で取り組んでいる未来投資戦略等においても製造業全体の労働生産性の向上を引き上げることを目指しながらやっています。食品産業についてもやっていますが、施策の効果を測定する指標自体を設定していなかったというところがありますので、今回、新たに設定したいと考えているところです。

目標につきましては、製造業全体が年間2%となっていますが、食品産業は製造業全体の生産性よりもかなり低い生産性になっていますので、それを上回る3%を年間の生産性向上の目標としているところです。

これは我々が昨年4月に公表した食品産業戦略において、2020年代までに労働生産性の3割増というものを提案しております。そういう意味では、10年間で30%上げていこうとすると年間3%は要するという意味で、年間3%を目標として設定したところです。

続きまして、9ページのグローバルマーケットの戦略的な開拓というところで、いわゆる植物品種の保護に関してです。これも従来から当然取り組んでいるところですが、従来の測定指標は植物品種保護制度に関するアセアン各国での研修・セミナーの開催回数を目標に設定していました。もちろん、これはこれで当然やっているところですが、目標は達成していますが、次のステップとして、今度は回数ではなく、アセアン諸国で実際に、いわゆるUPOVという植物品種の保護条約に準拠した国内での法整備を完了する国を施策効果の目標として設定したいと考えています。

目標値につきましては、アセアン、10か国あります。現在、ベトナムとシンガポールの2か国が法制度の対応をとっていますので、今度は10か国の過半、6か国になるような形で目標を設定していきたいと考えています。ただ、なかなか単年度の目標は難しい。国内法制度というのは簡単に進まないなど、各国の事情もありますので設定していませんが、目標の平成39年度までに6か国にしたいと考えているところです。

最後に15ページに飛んでいただきまして、農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用ですけれども、これにつきましては4ページで申しあげましたとおり、取組地区数ではなく、いわゆる経済規模を測定指標にしたいというのと同様のものですので、内容についての説明は省略させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○前田広報評価課長 続きます、政策分野⑨、⑩、⑬について生産局から説明をお願いいたします。

○及川生産局農業環境対策課長 生産局の関係課を代表しまして、農業環境対策課長、及川から説明させていただきます。

資料3-11ページ、需要構造の変化に対応した生産・供給体制の改革でございます。

施策としましては、目標②畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化の牛乳・乳製品に係る測定指標について、今般、見直しを行わせていただきたいと思いますところがございます。

現行の指標につきましては、酪農家の重い労働負担が後継者等の確保を困難にしている現状を踏まえまして、省力化、分業化といったことで労働負担の軽減を推進しているという観点から、搾乳の牛1頭当たりの労働時間という設定をさせていただきましたが、今般、牛乳・乳製品の競争力強化という観点から、より包括的な指標という観点から見直しを行いまして、他の畜産物も同様でございますけれども、食料・農業・農村基本計画における努力目標である生乳生産量を指標として設定させていただきたいと考えているところがございます。

なお、目標値につきましては、基本計画に掲げています、平成37年度努力目標値である750万トンとしているところがございます。

続きます、12ページをご覧ください。

政策分野、先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等でございます。

こちらにつきましては測定指標の目標値を見直すとともに、測定指標を新設することとしているところがございます。

まず、12ページにありますとおり、測定指標ウ、国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加の目標値の見直しについてご説明申し上げます。

現行におきましては、基準年度、平成24年度655ヘクタールに対して、平成36年度719ヘクタールという目標値を設定しておりましたが、近年、我が省の施策であります次世代施設園芸事業といった施策を通じまして、こういった複合環境制御によります収量、品質向上の理解が深まり、産地におきます導入意欲が高まったことから、目標値を超える形で、前倒しで目標を達成したところがございます。このため、平成28年度以降の事業実績も踏まえまして施策効果の見直しを行い、目標値を1,247ヘクタールに上方修正させていただいたところがございます。

なお、このデータの把握につきましては隔年で、2年に一遍ずつ生産局のほうで調査しておりますので、この年次目標の設定及び達成度合いの判定は隔年で行わせていただきたいと思いますと思

ているところでございます。

続きまして、13ページでございます。

施策（2）異常気象などのリスクを軽減する技術の確立の目標②農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化の測定指標である、ほ場の単位面積100ヘクタールと設定させていただいていますが、ほ場の単位面積あたり当たりの土壌分析の実施数の目標の見直しでございます。

現行におきましては、平成32年度に100ヘクタール当たり14.4地点という目標値を設定しておりましたが、平成29年度にこの目標を上回ったことから、これまでのトレンドを改めて見直しまして、平成32年度におきまして22.4地点と上方修正させていただきたいと思っているところでございます。

なお、これまで計算方法については差分比較法を用いて行ってきたところでございますが、数的に言いますと目標値と基準値の差が非常に小さいものですから、変化率が過剰に算出されることから、直接比較法で評価させていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、14ページでございます。

畜産物のGAP認証取得経営体数は新設でございます。先ほど冒頭ありました政策分野①でも測定指標として設定させていただいたところでございますが、今般、効果的な農作業安全対策の推進の目標、農作業事故による死亡者数の減少の測定指標としてもあわせて新設させていただきたいと思っているところでございます。

畜産GAPにつきましては、農産物と同様、食品安全、環境保全、労働安全といったところで構成される、まさに農業者が取り組むべき事柄をまとめたGAPでございますので、畜産物のGAPを導入することによりまして、食品安全のみならず、農家等での労働安全が推進されることから設定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○前田広報評価課長 続きまして、政策分野⑧、⑭、⑯の説明を農村振興局からお願いいたします。

○北林農村振興局農村政策推進室長 農村振興局の農村計画課農村政策推進室長の北林と申します。

資料3-10ページをお開きいただければと思います。

平成30年度の施策の実施に当たって見直しを行う指標について、ご説明させていただきます。政策分野⑧構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進についてでござ

います。

こちらの分野は、事業の効率的実施を旨とし、地域の特性に応じた農業生産基盤整備を推進するというものでございます。

施策（２）農業水利施設の戦略的な保全管理につきましては、これまでは達成すべき目標を、基幹的農業水利施設を対象に機能診断を実施した施設として、土地改良長期計画に基づきまして、測定指標を基幹的農業水利施設の機能診断の実施率として目標値を設定してまいったところですが、これらについて見直しをさせていただきたいと考えております。

基幹的農業水利施設というのは、農業用水の供給機能を確保していく上で重要な受益面積が100ヘクタール以上の農業用排水施設でございます。施設管理者による日常管理、施設造成者による施設の状態を継続的に把握するための定期的な機能診断調査、劣化要因の推定及び健全度の判定を行うための機能診断評価が行われているところでございます。

農業水利施設の整備、維持・保全に当たりましては、整備、日常管理、機能診断、補修・更新というサイクルが円滑に回ることによって施設の機能が発揮されることから、これまでは一連のサイクルの中から施設の機能診断の実施率を取り上げ、測定指標としておりました。今般、農業水利施設の戦略的な保全管理の成果をより直接的に評価することが可能となりますよう、行政事業レビューにおいても採用されているアウトカム指標であります基幹的農業水利施設の施設機能の安定化が、測定指標としてより適切であると考えまして、達成すべき目標を基幹的農業水利施設の施設機能の安定化として、土地改良長期計画に基づきまして、測定指標を、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合に見直したいと考えております。

目標値につきましても、土地改良長期計画に基づきまして、基準値である平成27年度の46%を、平成32年度までの5年間で50%まで増加させたいと考えております。施設機能が安定している基幹的農業水利施設は、機能診断を行った結果、変状がほとんど認められない状態と判断された施設、あるいは軽微な変状が認められる状態と判断された施設でございます。その割合は、平成27年度末で全8,333施設の約46%でございますが、仮に何も対策を講じなかった場合には、この割合が低減していくこととなります。このため、管理を含めた国営事業や補助事業を実施することにより、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合の低減を抑えるとともに、さらなる施設の健全度の回復を促すため、目標値を50%と設定したいと考えております。

なお、資料にはございませんが、施策（３）農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の測定指標、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積についてでございますが、農

業・農村の復興マスタープランの改正を踏まえて見直すこととしておりましたけれども、本年度、まだ復興マスタープランの改正が行われておりませんので、これまでのものを継続して用いることとしたいと考えております。

以上が平成30年度の施策の実施に当たり見直しを行う指標についてでございます。

○前田広報評価課長 以上、農政分野につきまして、測定指標の変更があった部分についての説明がありました。

委員の皆様方からご質問、ご意見をお願いいたします。

○天野委員 本日は遅参しまして申し訳ございませんでした。

私からは要望のようなことを1点と、あと、基本的なところでご質問を1点させていただきたいと思います。

まず資料3-9ページ、知的財産の保護・活用の話です。

これは私が申し上げるまでもないのですが、今、輸出拡大等あるいは海外展開ということで大変大事な問題になっていますので、今般のこういった法制度の整備、この完了国数でこういった目標を制定されることは、私、よろしいことだと思っております。

その中で、これは本当に蛇足になりますけれども、こういった法制度の趣旨に沿って、実際にそういった完了国で法律を遵守した状況で知的財産が守られているのかといった現状のチェックでありますとか、あるいはここにありますような研修、セミナー、こういったものの回数を重ねると同時に、日常的に、絶えずこういった国々と積極的にいろいろな情報交換等々をされていくことが大事になっていくかと思っております。これはもう取り組まれていることも多々あると思っておりますけれども、さらなる取組の余地がございますれば、ぜひこの目標達成とともに、いろいろとご留意いただければと思っております。

もう一点は、すごく基本的な質問で恐縮ですが、資料3-2ページの畜産GAP認証の取得経営体数の目標です。

私もこういった目標を新設されたこと、非常によろしいことだと考えておりますが、ここにある平成32年度に1,150という経営体数の目標は、知見がなくて申し訳ないのですが、どのような考え方でこの数値を設定されたのか、もう少しだけ詳しくお伝えいただければと思っております。

○前田広報評価課長 ほかにございますか。

○篠原委員 今の質問と同じようなことを聞きたかったのですが、このGAPの3%の「3」はどこから来たのか。これは数の目標で行かれています、生産量とどのようにリンクしているのか、それから全国、地域のバランスはどのように考えておられるのか、輸出の目標とはど

うという関係があるのか、その辺を教えていただけたらと思います。

○前田広報評価課長 ほかにございますか。

○山崎委員 天野委員と少し重なる部分がございますので、ここで質問させていただきます。

グローバルマーケットの戦略的な開拓のところで、今、日本の品種がアジアの国々で生産されて、大変問題になっております。知的財産である新品種の保護についての対応が遅れをとっているかと思えます。早急にいろいろ対処する必要があり、アセアン諸国、中韓のリーダー国として取り組んでいくとしても目標が10年先は長過ぎるのではないかと感じました。

○前田広報評価課長 それでは、ここで一旦役所のほうから回答をお願いいたします。

○及川生産局農業環境対策課長 天野委員、また篠原委員共通で、畜産GAPの目標設定についてご質問がありましたので、生産局からお答えさせていただきます。

まず、畜産GAPの前には実は農産GAPというものがございまして、これにつきましては目標が、平成29年4月時点で4,500経営体がGAP認証取得しているところでございますが、これを平成31年度末までに1万3,500経営体ということで、3倍にするという目標を設定したところです。ちなみに、農産GAPの目標の設定の考え方は、それまで大体6年間で3倍、4,500経営体まで持ってきた中もっと加速化しなければGAPが普及しないという考え方から、平成29、30、31年度の3年間で同じ3倍にしようではないかということで目標を設定したところでございます。

GAP自体が結局、個々の経営体のまさに経営改善のツールにもなりますし、また、一部国内の小売や輸出を行う場合の取引の要件になっているということも踏まえまして、我々としては、まず短期目標として3年後をメドに、他への波及効果、要するに認証を取得した人たちが横展開で「あ、GAP認証っていいものだ」といったモデル的なところをあちこちに作っていきたいという考え方で農産GAPは展開しています。

畜産のほうは残念ながら、農産GAPはこれでも認証に関して10年ぐらいの歴史があるのですが、畜産GAPができましたのは今年の夏、正確に言うと、昨年4月にGAP制度が成立しまして認証スタートが今年の夏ということで、まさにこれからという状況になっていたわけでございます。そういう中で、とりあえず先輩である農産GAPといったものを考えまして、先ほど言った1万3,500経営体について、農村の専業農家で割り戻しますと大体3%になるということで、畜産のほうもせめてそのぐらいはいかねばということで、先ほども言った、まだ何もないGAP認証を昨年スタートしたところでございますが、意欲的な目標として3%と置かせていただいたところでございます。

そういった意味では現在、全国的に農産も畜産も各県に指導員と呼ばれる、GAPをちゃんと普及展開できる、そういう指導ができる方を農業改良普及員でありますとかJAの営農指導員を対象にGAP研修を受けさせて、生産者を指導できるように進めておりますので、各地でまだばらつきがありますが、今後、全国的に広げていきたいと思っておりますのでございます。

○谷村食料産業局総務課長 食料産業局総務課長でございます。

天野委員と山崎委員から、植物品種保護についてのご指摘等をいただきました。

ご案内のように、海外でも植物品種の保護を受けるためには、その国でも品種登録をする必要があります、自国での販売を始めてから基本的に4年以内に登録出願をしなければなりません。登録出願しないと海外で登録できないこととなりますので、確かに急いでやらなければいけない問題ですし、天野委員からご指摘あったように、出願して保護してもらうことも大事ですが、実際に海外で保護がなされているのか、我が国の権利が侵害されていないのかをきちんと見ていくことも大事だと思っております。

そういう意味で我々、予算措置により育成者の方々の海外出願に対する支援を行っています。また、海外での権利の侵害に関する実態調査や、実際に侵害が行われた場合の侵害対応に対する経費の支援等も行いながら、我が国の品種が海外でもきちんと保護され、我が国の潜在的な海外での市場等が不法な栽培により奪われるということがないように、しっかりやっていかなければいけないと考えているところです。

山崎委員から10年は長いのではないかというお話がございました。

これは、我が国が当然イニシアチブをとりながら、アセアン10か国と日中韓の併せて13か国で東アジア植物品種保護フォーラムを設立していきまして、植物品種の保護に関する人材育成であったり意識の啓発であったりという取組を2008年から行っているところです。本年の8月に当該フォーラムの本会合を開催し、今後10年のフォーラム活動を戦略的に展開するための「10年戦略」を策定することになっております。植物の新品種の保護に関する国際条約、いわゆるUPOV条約に加盟するためには、実際には条約を担保する国内法を整備しなければいけないということです。各国が自ら自国の制度そのものを理解してもらって国内で法律を整備する必要があるため、やはり時間が掛かり我々も早くできるに越したことはないと思っておりますが、簡単ではないというのが率直なところです。

このため「10年戦略」を策定し、アセアンプラス3の各国がその共通方針に基づいて各国の活動計画を策定、それを支援する形での取組を、今後10年でやろうとしているところです。

ご指摘のとおり急がなければいけない問題であることは十分認識しております。ただ、一方で、

国内においても植物品種保護についての認識は十分といえず、日本においてはどちらかという  
と、いいものをみんなで分け合って全体として伸びていこうという、これはこれで当然いい部  
分もあるのですが、品種を権利として認識してやっていくというのは、国内の農業者も一緒に  
なってやっていかなければいけない取組だと思っています。そういう意味では、植物の品種を  
知的財産として意識するというのを、国内外でしっかりと啓発していくことが非常に大事だ  
と思っていまして、そういう取組を関係各国とも連携し、我々としてイニシアチブを取りなが  
らやっていきたいと考えています。

○前田広報評価課長 天野委員、篠原委員、山崎委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

○三浦委員 資料3-4ページの、目標が、6次産業化等の取組の質の向上の測定指標につい  
て質問させていただきます。

こちら再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可  
能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を新たな指標とされたということですが、燃料、  
エネルギーに関して平成28年と平成35年で、イメージとしては、10年ぐらいたちますと燃料の  
価値がかなり変わる可能性があると思うのですが、そちらはこちらの目標値で考慮する  
ことが可能なのでしょうか。よろしくをお願いします。

○岸本委員 細かい話ですが、先ほどの畜産GAPのところは基準値が「-」になって  
いるのですが、ゼロという理解でいいですか。そうしたら、これ差分と書いてありますが、直  
接でも一緒ですよ。それが1点。

もう一つが、10ページの⑧の、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合というも  
ので、ご説明では、46%を50%に上げるんだけれどもほうっておいたらこの46%自体も減って  
しまうという話があったと思うのですが、そうすると、これはストックなのかフローなのかい  
まいちよくわからない感じがしているので、基本的にストックだと思うのですが、やや  
フロー的な意味もあるのかなと思っていて、どう書いたらいいのかわからなかったの  
で。

もしこれがストックだとしたら、直接比較法でやってしまうと何もしなくてもAがつくこと  
になるので、何もしなかったら減っていくというフロー的な意味があるんだろうなというこ  
とで、ストックとフローの間ぐらいかなと思ったという、その2点だけです。

○前田広報評価課長 それでは、役所のほうから回答をお願いいたします。

○谷村食料産業局総務課長 三浦委員からのご指摘でございます。

先ほど申し上げたように、この目標値自体は近年のすう勢をそのまま、基本的に近似直線で策定していますが、その評価については総合的に分析・判定するとしており、委員おっしゃったように全体、いわゆる再生可能エネルギーをめぐる状況は、石油エネルギー等も含めたエネルギー需給全体の状況によっていろいろ影響を受けるものだと考えています。なので、例えばここで設定した目標をもっと上げていったほうが良いような状況になれば、その時に応じて当然そのような見直しを、現時点においては反映していませんが、需給の事情に応じて、もしかしたらあまり再生エネルギーを伸ばさない、逆の効果もあり得ると思いますし、エネルギー需給の状況は委員おっしゃったように十分考えながら、目標数値の妥当性を考えていく必要があると思っています。

○及川生産局農業環境対策課長 岸本委員の畜産GAPの、差分にするか直接にするかということで、おっしゃるとおりどちらでも同じになりますが、差分比較法で置かせていただければと思っているところです。

○北林農村振興局農村政策推進室長 岸本委員ご指摘の施設機能が安定している基幹的農業水利施設の、ストック的な側面とフロー的な側面があるということでございますけれども、平成29年度末で8,333施設が基幹的農業水利施設として存在します。そのうち変状がほとんど認められない、あるいは軽微な変状が認められる状態と判断された施設は4,010施設ありますが、何も対策を講じなかった場合、次の施設機能の診断を行った結果、施設機能が安定しているとは言えないものが発生することもあるためそういった意味で、岸本委員のご指摘のとおりかと考えます。

○前田広報評価課長 三浦委員、岸本委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございますか。

○日吉委員 15ページ、農村の振興のところですがけれども、再生エネルギーを利用した振興だと思うのですがけれども、私のように地方に住んでいると耕作地も、水力発電とバイオマス等はいいかと思うのですがけれども、特に地方に行きますと、最近、太陽光発電が非常に発生してしまして、特に人口が減っている農村、漁村、山村等に特に多くなっていると思うのですがけれども、せっかく日本の原風景がまだある農山村において太陽光発電が乱立していることは、非常に危惧するところだと思うのですがけれども、まず農林水産省としてはどうお考えかということ。

あと、山林のほうもそうなんですけれども、非常に傾斜地で大量の森林伐採をして、そこに太陽光発電を設置する。それが本当に農村、漁村の振興に付与するのか、そこをちょっとお聞きしたいのですがけれども。

○前田広報評価課長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

それでは、役所のほうから説明をお願いいたします。

○谷村食料産業局総務課長 食料産業局でございます。

今、日吉委員おっしゃった太陽光発電のあり方ですが、例えば農業に適したようなところにソーラーパネルが乱立していくとか、そのようなことは、農地の有効利用を考えたときに、十分留意しながらやっていく必要があると思っています。我々、昨年から考えているのは、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングという取組です。太陽光パネルの下においても営農が適切に継続されるという形で、作物の販売収入と売電による継続的な収入を組み合わせるやっていく取組手法を考えています。例えば千葉県いすみ市の取組であれば、家族経営の農家が10アールの農地でブルーベリーを栽培して、その上部に太陽光発電のパネルを設置する、そのことによって営農と発電の両立を図るという取組を進めています。

我々としては、太陽光発電設備の設置については農地法の一時転用の許可をどういうふうにするかを明確にする。「こういう場合においては一時転用の許可を与えますよ」ということと同時に、どういう作物だったらソーラーパネルと両立した形で営農ができるのかといった品目について、専門家等による指導なり助言により、地域でコンソーシアム等を形成していただいて実証するなりということで、今、取組を進めているところです。

我々としては、農業をいかに持続させていくかということと、農村地域でできるだけ所得を上げていくことと両立させていく、これは委員ご指摘のとおりですので、そういうソーラーパネル等の設置についても、無秩序に設置されることがないように、農業に適したところでは、農業をやりながらソーラーパネルの設置等をするためにはどういう作物を植えたらいいか、どのような仕組みにしたほうがいいのか、そういうことを、優良事例等も積み重ねながらやっていきたいと考えているところです。

○前田広報評価課長 森林の関係につきましては、この後、休憩を挟んで林野の担当者が参りますので、そちらで回答させたいと思っております。

関連して何かご質問ありますか。

○日吉委員 営農と太陽光発電は、もちろんおっしゃるとおりいいと思うのですが、たしか農地転用するときに、太陽光発電とかそういうものはやはり厳しいラインをつくっていただかないと、地方が本当に、せつかく農村交流とか漁村交流が盛んになってきたところに、原風景が壊れてしまったらそういうことも無駄になってしまうのではないかと、指摘させていただきました。ありがとうございます。

○山崎委員 営農型の太陽光発電のお話でしたが、今年、この暑い35℃～40℃の中でも火力発電との併用で電力は足りている状態です。そういった中で、今後ソーラーパネルが農地に必要なのかも感じます。太陽光発電と農地との併用というのもあるとは思いますが、日本の田園風景がすごく破壊されることもございます。もう少し田園風景と調和するような営農型の太陽光発電も進めていただければと考えております。

もう一点ですが、新設の鶏肉の食中毒に対する衛生管理の実施のところですが、鶏肉は以前からカンピロバクターの問題があり、食品業界では当たり前のことだったと思います。なぜこの時期になってしまったのかと感じます。これはもっと以前にやっておくべきことと感じました。

よろしく願いいたします。

○金子委員 何点か中央卸売市場に関することが出てきていて、それは農林水産省の仕事というのはわかるんですが、その関連で、食品流通のところで飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合というのが出ていて、いわゆる卸売市場だけではない一般的な中小の卸売事業者等もこの統計値には入るように読めるんですが、そこと農林水産省の施策との関連性というのがいま一つピンと来ないので、大括りで結構ですので、そこをちょっと教えてください。

○林委員 関連してお尋ねしたかったのは、資料3-1ページの鶏肉等の食中毒菌につきまして、国際的な比較の数値などがあるのかをお聞きしたいと思います。

○篠原委員 卸売市場に関してですが、私もよくわかっていないのですが、中央卸売市場を強化するというか、取扱量を増加させるという話ですが、流通というのは今どんどん簡素化されている中で、中央卸売市場の役割について、これだからそれを強化させないといけないという何かがあるのか教えていただきたいのと、流通を簡素化しないことには何といったって食料品の値段は下がらないと思うんですが、そこら辺にはどのようにリンクさせるお考えなのか教えてください。

○前田広報評価課長 それでは、ここで一旦役所のほうから回答をお願いいたします。

○沖消費・安全局総務課長 資料3-1ページについて、まずお答えさせていただきます。

農林水産省におきましては、これまでも優先的にリスク管理に取り組む有害化学物質、有害微生物のリストを定めておまして、化学物質については28種類、微生物については7種類を選定して、これらを重点的に調査を行い、それに基づいて対策を実施するというをやってきております。この中でカンピロバクターについてもやっけてきているわけでございます。

ただ、これからは対策を立ててちゃんとやっていただくというところに施策を重点化してい

きたいと考えておりました、その際に、微生物系の実施状況を把握する指標がなかったものから、今回、微生物について指標を設けたということでございます。ちゃんとやっていくというところに施策を重点化したい、それをやっているんだということを把握するために、これまで対策はしていますけれども、それについて指標を設けたところでございます。

それから、国際数値なのですが、ちょっと私どもも持っておりません。申し訳ありません。

○消費・安全局 補足いたします。

ただいま手元に資料がございませんので、海外の状況は数字としてお示しできませんが、EU、米国におきましても特に鶏肉のカンピロバクターについては非常に警戒しております、衛生対策の促進や消費者の方への呼びかけ、注意喚起に取り組んでおります。日本も同様の状況ですので、各国と同じように衛生対策に取り組んでまいりたいと思います。

○谷村食料産業局総務課長 卸売市場について何点か、各委員からご指摘いただきました。

まず、卸売市場は卸売市場法という法律を単独で持っておりますが、農林水産省は当然、卸売市場だけではなくて、いわゆる食品のサプライチェーンと言われる生産から流通、小売に至る段階までの全体の効率化を図るという意味で、今回、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律を、卸売市場法とあわせて国会に提出させていただいて、成立させていただいたところです。

そういう意味で、もちろん卸売市場は食品流通の核になる施設であることは間違いないんですが、生産現場から消費者のところまでいかに効率的に届けていくか、物の価値を落とさない、先ほど私、コールドチェーンと申し上げましたが、生鮮品であれば物の価値をいかに落とさず届けていくのか、一方で、流通・加工等しながら付加価値を高めて消費者に届けていくのか、これはいずれも食料の安定供給という農林水産省の施策の中で重要な施策だと思っています。そういう意味では、施策をしっかり展開していくのが役割だと思っています。

では、どういう形でコスト削減等をしていくかということですが、例えば、よく言われるのは、今、物流をしようとしても、例えば野菜等、トラック輸送によるところが非常に多いんですが、トラックのドライバーの確保等が非常に大きな課題になっています。流通コストをいかに下げていくのかとか、例えば取引の電子化も、市場等では取引の電子化がまだまだ遅れているところです。そのようなところを進めていかなければいけない。配送の共同化であったり取引の電子化を進めていく。共同配送するにしても、例えば野菜であれば産地で使っているパレットと集めに来たところのパレットが違う、それを持っていくとまたパレットが違ってくるという形でその都度、荷下ろし、積み替えが起こる、そうするとドライバーの拘束時間が長く

なりコストが上がっていくといったところを、一貫したパレチゼーションにすることによってコストを下げていくとか、そのような取組はしていく必要があるのではないかと考えています。

コールドチェーンも、コスト縮減というよりも、しっかりした価値で評価していただくためには、物の価値が落ちていかないようにしっかりとつなげていくという意味での取組、そういうことをやっていく必要があるのではないかと考えています。

では、市場に関して今後とも重要に、取引金額を上げていく必要があるのかということですが、中央卸売市場というのは今、日本全国に64カ所あり、その地方、地方の農産物物流の核となる施設でして、ここはきちんと物が集まってきて、必要な人に分荷されていく、そして適正な価格を設定する場所となっているということで、中央卸売市場というのは、基本的に受付を拒否することができないという規定があります、つまり農家にとって最終的な出荷の場所になっている。もちろん品質が、腐っていればまた別ですが、基本的には受託の拒否ができないことになっています。

そういう意味で我々としては、全国に64カ所ある中央卸売市場が健全に運営されていくことは、食品の流通を円滑なものにしていく上でやはり重要な部分だと思います。その卸売市場の健全性を示す指標として、やはり取扱金額が一定規模ないといけないのではないかとということで、取扱金額を従来から指標として立てさせていただいているところです。

前後しましたが、農地に関して、もちろん営農型のソーラーシェアリングとは別に、いろいろなところに太陽光パネルがどんどんできていくことについてのご懸念がございました。

これは当然、一種農地のような営農に非常に適した農地を転用してパネルを設置する、そういうことには当然ならないようにするわけですし、そもそも農山漁村再生可能エネルギー法は地域の同意で、地域で合意した上でここにパネルを設置しましょうというときに計画的な転用を許可するといった形で、地域でまず農地を農地としてしっかり活用すること、太陽光パネルの設置等がそれを阻害したり、地域の同意なしにそれがどんどん進められることがないような形で進めてきているところですけども、今、言ったようなご懸念については我々も今後とも十分認識しながら、再生可能エネルギーの利用、あくまで農村にきちんと所得を落としていく、農家の経営の持続に効果がある形で所得をいかに上げていくかという視点での太陽光発電、少なくとも農林水産省がやる以上は十分考えながらやりたいと思っています。

○前田広報評価課長 今、回答ありましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、大体予定している時間にはなっているですけども、ほかにご意見、ご質問ございましたら。よろしいですか。

それでは、以上で農政分野についての議論を終了したいと思います。

ここでまた担当者の入れかえがございますので、5分間休憩を挟みまして、3時20分にはご着席いただきますようよろしくお願いいたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時20分 再開

○前田広報評価課長 会議を再開したいと思います。

続きまして、林政分野につきまして議論いたします。

政策分野で言いますと⑰、⑱、⑲となっておりますけれども、林野庁から説明をお願いいたします。

○山口林野庁企画課長 林野庁企画課長の山口と申します。今日はよろしくお願いいたします。

それでは、私からは資料3の指標の新設、見直し等についての部分につきまして、若干変更させていただいておりますので、この点を説明させていただきたいと思います。

資料3-16ページになります。

林業の場合、昨年のこの政策評価の場でも、危険な産業なのでしっかりとやらなければいけないのではないかというご指摘をいただいております。厚生労働省のほうで第13次労働災害防止計画、この5年間の計画が今年4月にまとまっているわけですが、その中で、全体の死亡災害を15%以上減らしていこうと。その中でも、特に建設業、製造業に並んで林業という業種で死亡災害を15%減らしていこうという目標が立てられることになっております。このことを受けまして、今回の政策評価の中でも2023年までの期間で15%ということがございますので、この目標を達成できるようにということで指標をつくっております。

まず、労働災害の被災者数のところは、この労働災害防止計画に基づいて、平成30年から5年間で被災者の数を年1%減少させるという目標としておりまして、それに加えて今、申し上げた林業労働災害死亡者数を、厚生労働省の計画に基づいて、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15%、年3%減少させて、平成34年までに被災者を34人以下まで減少させることを目標とするという形で新設させていただきたいと思っております。

あと、すみません、私も今、ここに来たときにお話があったので、日吉委員のご質問というか、ご趣旨にきちんと沿ったお答えができるかどうかちょっと自信はないのですが、林地開発、特に太陽光の林地開発につきましては、これにより災害の発生が高まるおそれがあるのではないかと、自然の景観を阻害するのではないかと、あるいは他の周辺環境へ影響が及ぶのではないかと懸念する声大きいのもこれまた事実でございます。一方で、こういう取組が地方創生

にも役に立つのではないかと、そういう声があるのも事実であります。

我々は、森林法という法律の中で今は林地開発許可という制度があって、周辺の環境を著しく悪化させないようにしなければいけないということで、そのところはしっかり対応しているということで、きちんとチェックしながら都道府県にもお願いして、一定の条件をちゃんと踏まえた上で開発が行われることをお願いしておりますし、そのところは都道府県のほうにも最近、環境に対する厳しいご意見が寄せられていますので、そのところはしっかり対応されているのではないかと思います。

ただ、今後、ではこのような太陽光についてどういうふうに取り扱っていくのかについては、環境省が例えば環境影響評価法の対象にすることも含めて制度の検討を開始するとか、経済産業省もFIT法の改正に合わせて、いろいろな違法行為があった場合には厳正に対処するというような動きが出てきておりますので、そういう動きと連動して、我々としても、森林法というものを的確に運用する観点から何ができるのか、あるいはほかの省庁の動きに対して何かする必要があるのでどうかを見極めていきたいと考えております。

○前田広報評価課長 それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。

○原委員 まず、意見を述べさせていただきます。その後に質問ということで。

まず意見ですが、このたびの見直しと新設によりまして、要するに被災者数と死亡者数を測定するという制度は大変よろしいことだと思います。

その一方で、21世紀の今日に、未だに週1ペースに近い死亡者数がこの業界で出ているというのは異常な状況だと思います。しっかりと対策を考えて実行してもらいたいと思いますというのが私の意見です。

質問ですが、これは厚生労働省の計画に基づいて考えた数値だと思うのですが、林野庁としての目標値はないかが知りたいです。これは1年間の事故被災者数と死亡者数、両方についてです。

もう一つ質問としては、年間これだけの被災者、死亡者が出るのであれば、林野庁としてはどのような林業事業者が最も被災者数並びに死亡者数を出しているのかを把握しているのか、1点。もう一つ、把握している場合はどのような対策をとっているのかを教えてくださいと思います。

○篠原委員 私も具体的な対策がよくわからなかったもので、お聞きしたかったことの1つです。

例えば、交通安全週間があって、警察が「去年、死亡者を何人出したから今年は減らしまし

よう」とか言って走っておりますが、そういったことになっていくのか、それとももっと具体的な対策があるのかを知りたいのと、林業の就業者の方、独自の保険の制度があるのかどうか、教えてください。

○前田広報評価課長 テーマが限られていますので、関連してご質問、ご意見があればよろしくをお願いします。

○日吉委員 企画課長、説明ありがとうございました。

私が言っているのは、私も漁村に住んでいて周りには農村、山村もあるわけですがけれども、太陽光発電には反対しているわけではなくて、例えば林野に関すると、非常な傾斜地に太陽光を設置すること自体、山村で災害が発生する事案になることが十分想定されるので、そのことを言っているのですけれども、特に傾斜地を大規模に森林伐採すると確実に被害が出るというのは、近年、いろいろなことでわかり始めていると思うのですけれども、ぜひ、先ほどもお伝えしたのですけれども、日本の原風景の農山漁村について、太陽光パネルに食い荒らされると日本の宝が消失するのではないかということで、指摘させていただきました。

ありがとうございます。

○長田委員 今の件に関連してですけれども、環境省や経済産業省のいろいろな対策も見ながらとおっしゃっていたのですけれども、もう一つ、経済産業省絡みにはなりますけれども、製品安全分野のところ、1つは太陽光パネルが寿命になった後の廃棄の問題で、どうするのがまだ全く見えていないこと、それから、途中で例えば土砂崩れがあったりしたときにも、電力線が切れていてもパネル自体が発電を続けているので、修理をするのが非常に危険であるということとか、いろいろな課題が今、上がってきていますので、そういうことも含めて、今、すごい山のところにあたりすると、それはもしかするとすごく大変なことになるのではないかなということも想定されますので、幅広くいろいろなところで検討していただければと思います。

○山崎委員 労働災害被災者数と死亡者数のところで、以前よりも詳しくわかるようになったのですが、何歳ぐらいの人が事故が多く死亡事故が多かったりするのでしょうか。年齢の分布を見ることにより原因の究明にもなるかと思いますので、もしわかるようでしたら教えてくださいと思います。

○前田広報評価課長 とりあえず、よろしいですか。

それでは、ここで一旦林野庁から回答をお願いします。

○山口林野庁企画課長 大分本質的な質問が多いので、まず、今の現状だけ私のほうでお話し

させていただきますが、具体の施策とか今の統計数値といったものはこちらの担当のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、林業労働災害は長期的には今、減少傾向にあると理解しておりますが、死傷者の千人率で見ると全産業の15倍ぐらいあるということで、非常に高い発生率であることは変わらないと思っています。

どんなところで起こっているのかというと、やはり伐木作業に係る災害が全体の半数以上、66%を占めているということが現状であります。

対策でございます。林野庁としては、今からなるべく森林を集約化した上で生産性を向上させて、多くの国産材を供給していくという体制を考えておりますので、そういう意味では、伐採の作業量が増加することになりますので、安全対策はますますしっかりしていかなければいけないと思っています。

今、林業労働者数がなかなか、ほかの産業もそうですけれども、どうやって確保していったらいいんだというような状況の中で、少しでも安全な職場にしなければいけないというのは、それは足りないと思われるかもしれませんが、我々としても必死で考えていかないと、この国の森林・林業は守っていけないと思っていますので、そのところはしっかりやっていきたい。

その上で、例えば伐木に関する技術の正確性を客観的な数字で把握するためのカリキュラムの作成ですとか、伐木に係る作業計画の支援ツールソフトの開発、何といても、やはり林業の機械化みたいなのところもとても大切になってくると思っていますので、そういう意味で、高性能林業機械の導入みたいなものも含めて、一体としてやっていかなければいけないと思っておるところであります。

○林野庁経営課 林野庁経営課の土田と申します。労働安全を担当しております。よろしくお願ひします。

まず、労働災害の削減に向けて林野庁としての独自の目標はないのかというお話につきましては、結果的に申しますと、林野庁として独自の数字は今のところ設定していない。これは先ほど企画課長からもお話ししましたとおり、厚生労働省の労働災害防止計画で、特に林業が建設業、製造業と並びまして重点業種というものに位置付けられまして、その計画に従いまして、死亡災害の撲滅を特に重点的に図っていきましようということになっておりますので、目標自体につきましては計画を作成した厚生労働省、それと関係する団体、あと事業者の方々と協力いたしまして、厚生労働省の死亡災害15%、死傷災害5%という目標の達成に向けて努力して

いくことを今のところ考えております。

それと、どのような事業者が事故を多く起こしているかというところにつきましては、これも統計的なデータだとなかなか出てこない部分ではありますけれども、現場でお話を聞いていますと、行政の情報といったものがなかなか届きづらい事業者の方々がいらっしゃる一方で、それは新しく事業を始められた方々とか、小規模でやっていたりいらっしゃる方々が、例えば都道府県の出先の事務所ですとか市町村からの行政の情報が届きにくい、そういう方々が、地方によっては最近、事故を起こされているような傾向があるというお話がございますので、その辺を踏まえまして、先ほどの伐木関係の災害が非常に多いということもあわせまして、今のところ、厚生労働省で伐木関係の規制の強化の作業を進めておりまして、厚生労働省で先週からパブリックコメントをやっておりますけれども、そういう改正された規制の情報の周知などを、今までそういう行政の情報が届きにくかった方々に対して、従来やっていなかった、例えば市町村の林業関係を扱っている窓口でそういう情報を掲載したものを置いていただくといったことを、今のところそういう対策を考えております。

林業死亡災害、具体的な対策はどういうものかというお話もあつたと思っておりますけれども、これは先ほども企画課長からお話ございました。伐木関係の作業での災害がやはり依然として非常に多いという状況、これは変わっておりませんので、先ほどの厚生労働省の、特にチェーンソーを使った伐木関係の作業に関する規制の強化やその周知とあわせまして林野庁の施策でも、現場の作業員の方々向けに技術講習会、研修会をやる事業がございますので、そういうもので特に伐木関係の正しい作業の仕方を徹底的に訓練してもらって、身につけていっていただくというあたりを中心に進めていくことを考えております。

それと保険のお話ですけれども、例えば労災保険といったものは林業も同じように適用がございまして、それは雇用者、要するに事業主が雇っている労働者、雇用されている方々につきましても労災保険がもちろん適用されることになっております。

それと年齢分布のお話もございましたけれども、これは、特に死亡災害を見ますと、60代以上の方々の災害が非常に起こりやすくなっている。これは具体的な事例を見ますと、技術の問題もあるのでございますけれども、要するに年をとられることによって注意力というか、普通に若いころであれば当然そういう災害は回避できたであろうというものが、ある程度年をとって体力、注意力が落ちたことによって起きたのではないかと思われる災害が目立ちますので、特に高齢者を雇用されている事業者あたりにそういう高齢者の方々への配慮を改めて周知するというのも、1つ対策として考えられるところでございます。

大体以上でございます。

○山口林野庁企画課長 日吉委員と長田委員からありました林地開発の件です。

繰り返しになりますけれども、我々は、まず林地開発許可制度を的確に運用するというのが一番大切なことで、先ほど日吉委員がおっしゃったように、急傾斜地でほかにどうしても被害が及びそうなところが開発されるというのは、それは大変まずいことだとは思いますが、そういう観点で適切な措置が講じられているのかどうかをまず、これは都道府県の自治事務になりますので、都道府県にしっかりやってもらえるように監督していくことがまず大切なことかなと思います。

その上で、これは太陽光パネル全体の話なので、長田委員がおっしゃったとおり、これは一林野庁云々ということではなく、やはり太陽光パネルというか、エネルギー政策の中で太陽光のところをどう扱っていくのがいいのかをきちんと議論していくことが大切だと思いますし、そういう意味では、環境省とか経済産業省でもいろいろな検討の過程が出てきていますので、我々としてはそういうところに積極的に加わって、こんなことを言うところちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、基本的には、林野庁の職員は木が大切だと思っている人間がほとんどですので、そういった意味では委員の皆さんとあまり、方向性の齟齬はないかとは思いますが、ただ、国全体として考えたときにどうあるべきかをしっかり議論していければと思います。

○前田広報評価課長 よろしいでしょうか。追加でご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○山崎委員 厚生労働省の第13次労働災害防止計画に林業が追加されたと書いてあるのですが、これは、目標年度の34人以下になれば除外されるという意味でしょうか。この追加されたものはずっと追加されたままで重点的に見られていくことになるのでしょうか。

○林野庁経営課 これはその計画毎にどの分野を重点的にやっていくかという仕組みになっていまして、今回の第13次労働災害防止計画の状況によりまして、引き続き林業が指定されることもございますし、目標を達成したら林業を除外ということも考えられます。

○山口林野庁企画課長 ただ、そうはいつでも、基本的に林業には死亡事故を含めて労働災害が多いという現状がありますので、こういうものは、一方では不名誉だということで、なるべく除外といった発想もあるのかもしれませんが、本質的には、他産業並みになるまではこういう計画があろうとなかろうとしっかり対策していくことが大切だと思いますし、警鐘という意味では、こういう計画の中にずっとあることも大切なことなのかなと個人的には思います。

ただ、これはあくまで5年後に厚生労働省が決められることなので、我々として今の段階で

何とかということとは言えないと思います。

○原委員 林業事業体としての意見を述べさせていただきますけれども、厚生労働省、国の目標とは別に、やはり林野庁としてはゼロ災害を目指すのが当然だと思うんですよ。それが担当からそのような言葉が出てこなかったというのは、個人的な見解としてはちょっと残念だと思いました。

もう一つは、事故を起こしている事業体が小規模事業体であるということと、60歳以上であるということだったんですけれども、多分、本当に現場に、この道30年40年の60歳だったら事故は起こさないんですよ。ですから、もしかして新しく林業に参入してきた人たちではないのかなと思うのが1つと、あと、小規模事業体というのは今、流行りの一人親方、巷では自伐型という言葉が出ていますけれども、自伐の皆さんが起こしている事故だなと理解してもよろしいですかね。これは質問です。

○前田広報評価課長 ほかにありませんか。

それでは、林野庁から回答をお願いします。

○林野庁経営課 自伐かどうかということまでは、データがございませんのではっきり言うことはできません。ただ、厚生労働省の統計で言いますと、ご承知のとおり、労働者の統計ですので、そこに自伐の方が入っていたにしても、どちらかというとな少ないのではないかと考えています。

○山口林野庁企画課長 いずれにしても、我々の説明の仕方も委員の納得がいくものではなかったのかもしれませんが、我々として、災害をなくしたいというところで担当も一生懸命やっているということをご理解いただければと思います。ただ、足りない部分も当然あるということで、委員のご指摘なども踏まえて、我々としてはしっかりと対応していく。

前長官の沖は本当に林業労働災害は絶対なくさなければいけないんだ、そうしないと日本の新しい林業の担い手が生まれてこないんだと口を酸っぱくして、いろいろな機会でも言っていましたので、そのような思いで我々、引き続きやっていきたいと思っております。

あとは、自伐というか、なかなか技術がない人が事故を起こしていることには違いないと思いますので、自伐という言い方をするかどうかというのはありますけれども、やはり技術のない方々に技術をしっかりと教えていくことが大切なのかなと思います。

○前田広報評価課長 大体予定の時間が来ておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、林政分野についての議論を終了いたします。

最後にもう一度担当者の入れかえがございますので、5分間の休憩を挟みます。3時55分ま

ではご着席願います。

午後 3時48分 休憩

午後 3時51分 再開

○前田広報評価課長 皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

議事の3つ目といたしまして、総合評価書骨子〔食料安全保障〕（案）について議論をいたします。

資料は、資料5となります。

それでは、食料安全保障室から説明をお願いします。

○岩間食料安全保障室参事官 皆さん、こんにちは。官房政策課参事官の岩間と申します。本日はよろしくお願いたします。

私から、この画面に出ております総合評価骨子（案）ということで、様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立につきまして、ご説明いたします。

資料5の1ページの骨子ということで、本評価の対象政策でございますけれども、この2.にございますように、政策の所管部局、総合的ということで多岐にわたるということであります。3.にございますように、評価実施主体は食料安全保障室でございます。

また、5.の評価対象期間でございますけれども、前回の評価は平成25年度に実施しております。その後、平成25年度～29年度の5年間を対象期間としております。

6.政策の目的・目標でございます。

これは少し長いのですが、国民に対する食料の安定的な供給ということで、食料・農業・農村基本法がございますが、国内の農業生産の増大を図ることを基本としまして、輸入、備蓄を適切に組み合わせるということで、必要とされております。それから凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合におきましても、国民の皆様が最低限度必要とする食料の供給の確保を図る必要があるとされております。

他方、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因、リスクでございますが、これが顕在化しつつあるということでございまして、中長期的な食料需給の逼迫が懸念される。それから、自然災害や輸送障害などの一時的、短期的に発生するリスクも存在しているということでございます。このため、この不測の事態に備え、平素からこれらのリスクの影響等を分析、評価することと、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備、それから関係者による共有を進めるということでございます。

また、リスクの分析、評価を踏まえた食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検

討、実施ということで、総合的な食料安全保障の確立を図るということでございます。

7. 政策の具体的な内容に入ります。

こちらは食料・農業・農村基本法、それから食料・農業・農村基本計画に準じた形で整理しております。

具体的には、ここにございますように総合的な食料安全保障を確立ということでございまして、具体的な中身からいきますと、まず、大きな柱の①食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等ということでございまして、ここにございます食料供給に係るリスクの分析・評価という点と、2つ目の丸の、「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対応手順を検証するシミュレーションという取組を記載しております。

②として、海外や国内におけるリスクへの対応ということでございまして、これもいくつかの要素がございますので、ア～オまで小柱を立てております。

具体的な内容としては、まずア、国際的な食料需給の把握、分析ということで、世界の穀物等の需給や短期の見通しに関する情報収集、分析、情報発信を行うということ、2つ目の丸が、中長期的なという部分での食料需給予測の実施、長期の食料需給予測システムの構築ということを入れております。

イ、輸入穀物等の安定的な確保でございますけれども、ここにございますように、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集、それから小麦及び飼料穀物の適正な備蓄水準の確保、海外農業投資の促進、海外からの遺伝資源の円滑な取得の推進ということでございます。

ウ、国際協力の新展開につきましては、開発途上国におけるフードバリューチェーンの構築の推進と、途上国に対する農業生産や食品安全等に関する技術協力、資金協力、食料援助、それからアセアン+日中韓の緊急米備蓄の体制の確立ということでございます。

エ、動植物防疫措置の強化につきましては、家畜の伝染性の疾病や植物の病害虫の海外からの侵入防止、国内の家畜防疫体制の強化、国内における病害虫の発生予防及び蔓延防止と入れております。

オ、食品流通における不測時への備えの強化でございますが、1つ目が、食品産業事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築及び事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進、流通拠点の耐震化、それから、米及び小麦の適正な備蓄水準の確保、家庭における食料品備蓄の推進ということで入れております。

次に、評価の観点でございます。

まず、評価の観点には、ここにございますように必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の5つがございます。これらのうちこちらの評価におきまして、まず必要性については、国民や社会のニーズから見て必要な取組であったかについて検証するために選択します。有効性については、期待される効果が発揮されたかどうかを検証するために選択する。それから効率性については、投入された予算に見合った効果が得られたか等について検証するために選択しております。

なお、公平性につきましては、政策効果の受益、それから費用の負担が公平に分配されているかという観点でございますけれども、公平性につきましてはまさに食料安全保障、国民全体に及ぶということで、また、特定の者に補助金等を交付する性質のものではないということで、選択はしないという整理をしております。

それから優先性につきましても、他の政策よりも優先的に実施されるべきかという観点であります。この食料安全保障は海外からの輸入に依存している食料に関する生産状況等の情報収集、逼迫が懸念される世界の食料需給を背景とした海外農業投資、国際協力の推進、それから動植物の疾病に対する水際対策、食品流通における不測時等への備えの強化ということで、まさに国の根幹と申しますか、大本を支えるということ、それから国自らが実施するということでありまして、優先性というのはまさに自明であるということで、これも選択していないという整理でございます。

3ページでありますけれども、11. 政策効果の把握の手法及びその結果でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げました7. に掲げる取組の効果ということで、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行うということでもあります。

まず必要性ですけれども、政策を行う背景、政策課題、政策目的、食料安全保障に対してどのように貢献するか、それから、国民や社会のニーズに照らして今後も政策を継続する必要があるか等について評価します。

次に、有効性については、評価対象期間においてどのような政策手段を講じたか、また、それによりどのような効果があったか等を評価するということでもあります。

さらに効率性については、投入された予算、人員等の資源量に見合った効果が得られたか、あるいは投入した資源量は妥当であったか、他の方法と比較した場合に節約が図られていたかなどを評価しますということでございます。

最後でございますが、12. 政策評価の結果であります。

これにつきましては個別の取組の評価結果を踏まえ、全体として食料安全保障の確立がどの

程度図られたかを評価しまして、今後の政策への反映の方向を示すということで整理しております。

以上、骨子案ということで、ちょっと駆け足でございますが、今後のスケジュールということで4ページをご覧ください。

本日の委員会のご議論を踏まえまして、この総合評価書の骨子をまず確定させていただくということでございます。その後、年末にかけてこの評価書の案を作成いたしまして、その案につきまして、来年1月に委員の皆様からご意見を頂戴した上で、年度末に評価書を公表させていただきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田広報評価課長 それでは、総合評価書骨子（案）につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。

○長田委員 私からは、この骨子そのものについては特に何か意見があるわけではないのですが、私、消費者団体の者として、この施策のうち家庭での備蓄のところなんですけれども、農林水産省も防災を担当していらっしゃる内閣府も、いろいろところで家庭の備蓄、すごく呼びかけておられますが、やはりなかなか進んでいないのが現状かなと。何か無駄に食料を抱えている人もいっぱいいると思うのですけれども、意識してローリングしていくような備蓄をきちんとしているというのは非常に少ないのかなとは感じていて、何か災害があったりした時にすぐにコンビニとかあいうお店のものがすぐなくなるという状況を見ても、まだまだ足りていないということと、それから、事業者とか家庭の備蓄の必要量がどんどん増えていって、それもまた非常に大変になっているのかなというところで、ニーズに合わせながら、どういうふうに広報していけば現実的な解が得られるのかというところを、ぜひ5年間を見直していただいて、何か新しい視点が出るというのを期待しています。

○岸本委員 骨子の話になるかどうかわからないんですけども、食料安全保障が大事だというのは多分異論のないところで、そういう意味で、必要性、有効性というのはそれなりに明確だと思うんですが、せっかくリスク分析を毎年されているということで、これがどう役立っているかという観点で、私もどう評価したらいいかすぐ答えがあるわけではないんですが、そこもぜひ考えていただければいいなと思っています。

リスク分析の内容を拝見させてもらったところ、そんなに毎年変化はない感じで、このまま毎年やるのもどうかなとちょっと思って、何か目新しい視点はないかと考えたんですが、1つは、これは割とよく知られたリスクばかりが上がっているんで、毎年やるかどうかは別として、

いわゆるエマージングリスクというか、今後出てくるかもしれないというリスク、つまり社会経済状況とか技術の変化とか、温暖化というのは1つそうだと思うんですけども、そういう世の中の流れと現状を掛け合わせて、これからこういうものが出てくるのではないかというのを先取りするようなものを結構、諸外国の機関だったらいろいろなステークホルダーから意見を聞いたり、場合によってはSNSを分析したり等、いろいろなところでやったりしているので、そういうエマージングリスクを上げるのは1つどうかなと思います。

もう一つは、自然災害だとか病虫害みたいなものをもう少し具体的な内容でやられたらどうかというのがあり、おそらく、自然災害の中でも火山灰が降ってくる場合と洪水の場合と、冷夏が続くみたいな、火山が噴火したらそうなのかもしれませんけれども、そういうものによって相当内容は違ってくるだろうと思うので、そういったふうに分けたり、病虫害も、おそらくいわゆるエマージングなものがあり、外国で非常に流行っていて日本に来たら大変なものがあると思いますので、そういった具体的な内容にしたらどうかと思います。

○篠原委員 家庭における食料品備蓄の推進とあるんですが、先日の広島の影響でつくづく感じたので、私自身も家庭の分はやっていたんですが、中小企業である我がグループの会社は、企業としてはどこも備蓄をしていなかった。いろいろな人と会って話をすると、やはり中小企業はなかなか企業として備蓄という考えがなかったようで、これがきちんと進むと、恐らくその企業のもを集めて必要なところに持っていくこともできるんだろうと思っているので、その推進もやっていただけたらと思います。

○三浦委員 骨子の6. の一番上の段ですけども、不測の事態が生じた場合にも国民が最低限度必要とする食料の供給の確保と書いてありまして、先ほど家庭の備蓄、様々なところの備蓄で、過剰にためていらっしゃる方や全くない方でアンバランスが起きていると思うんですけども、そもそもこの国民が最低限度必要とする食料の供給という「最低限度」というのはどこにあると考えたらよろしいのでしょうか、教えていただければ幸いです。

○日吉委員 ちょっと私、勉強不足かもしれませんが、備蓄とか自給率といった問題に関係すると思うんですけども、最近、農林水産省では輸出を考えていると思うんですけども、このことと輸出は両立するもののでしょうか。

もう一つ、水産のことも聞いてよろしいですか。

これ水産はあまり出てこないんですけども、先ほど水産庁のお答えもあったと思うんですけども、水産関係において今、資源問題が国民的な課題になっていると思うんですけども、日本の海、EEZ内は大きな備蓄をできる、日本独自の備蓄倉庫みたいだと思っているんです

けれども、そこに今回、水産改革で、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、MSYという持続可能漁獲量を参考にした漁獲制限をすると。

私自身、今日も沖へ行って漁をしてきているわけですが、ぜひ私も協力したいし、全国の漁業者で今回の水産改革における資源問題をどうにかクリアできれば相当な備蓄効果になると思うんですけれども、その辺もお聞きしたいと思います。

○前田広報評価課長 それでは、一旦ここで切りまして、役所側から回答をお願いいたします。

○岩間食料安全保障室参事官 様々なご意見ありがとうございます。順次お答えさせていただきます。

まず、長田委員からございました家庭備蓄ですが、農林水産省のほうでも基本的に、ご案内のとおりであります。この緊急事態食料安全保障指針というものをつくりまして、いわゆる平時からの取組をしていこうということでやっております。この中で家庭備蓄も積極的に、今、広報しているところでございますが、ご指摘ございましたように、呼びかけがなかなか結実するかどうかというのはございますけれども、こういうパンフレットと申しますか、この緊急時に備えた家庭用食料品の備蓄のガイドを、これはまさに災害、インフルエンザが発生した場合にも安心だということで、家庭で実際に具体的な量として、例えば水とか食料、当然ですが、カセットコンロとかそういったものも当然調理に必要なので用意しておきましょうという推奨と申しますか、そういうことをやらせていただいております。

(資料を提示)

あとは、それぞれの備蓄のときの食料品の、当然食料品ごとに調理できる、できないという特徴がございますので、そういったところなどもやっておりますが、役所のことなので、ますます改善していきたいなということでございます。

それから、岸本委員からご指摘ございましたリスク分析ということで、エマージングリスクというご指摘がございました。これもまさにご指摘のとおり、いろいろな世の中の時代環境も変わってきておりますので、そういった中でどういうリスクと申しますか、どこに焦点を当てて評価していくかを考えてまいりたいということでございます。

同じく篠原委員からございました、特に食料備蓄の中小企業の役割ということで、これは毎回いろいろな災害が起こると、実際そうなるとうやほり大変だとか大事だというお話があるんですが、どうも平時になると、先ほどの家庭用の備蓄もそうなんですが、ここも企業の皆様の日頃の取組が非常に大事だということで、関係部局とまた相談しながら取り組んでまいりたいということでございます。

それから、三浦委員からご指摘ございました不測の事態の最低限度、どれぐらいの食料を指すのかということでございますが、農林水産省のほうで、現行の食料・農業・農村基本計画の中で食料自給力指標をつくっております、考え方としては、国内生産だけでどれぐらいカロリーを最大限生産できるかという指標もつくっております、基本的には食料を食べるパターンが、今の食生活を維持すると当然いろいろな食生活、多様なものを満たすのにどうしても農地とかそういうところを、あるいはお肉ということていくとどうしてもカロリーがきつということになるんですが、その食生活を、例えば芋とかそういうものに転換していくと必要な最低水準のレベルは、人口のカバーということでは増えていくということなんですが、基本的にはいろいろな考え方が、栄養バランスとか作付けのバランスがございますけれども、一応生きていけるというところの国の責務という観点で考えているものでございます。

それから、日吉委員からご指摘ございました水産の役割ということでございます。

これも、私どものほうも水産の資源の問題ですとか、それからご指摘ございました持続可能な考え方ですね、こちら辺のところも勉強しながら整理してまいりたいと考えております。

輸出のほうも、輸出は食料自給率もわかりですが、輸出を日頃から確保することは、まさにいざということになった場合に食料を国内に振り向けるという部分での余裕といいますか、アラウアンスの問題になりますので、輸出というのも1つそういう形で位置付けられるのではないかと考えております。

どうもありがとうございます。

○前田広報評価課長 今、適宜回答ありましたけれども、それも含めて何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

○長田委員 先ほどの話の続きですけれども、先ほどの資料なども、私ども組織内でいろいろ共有したりさせていただいているのですが、一昨年度ですかね、私どもの団体でどの程度備蓄をしているか調査しました。私どもの組織は割と地域に根差した高齢の方が多いんですけれども、それでも「きちんと災害のために備蓄しています」と答えた方が半分いなくて、もともとあるからと思っていच्छるところはいっぱいあると思うんですね。自分でつくっているところとかあると思うんですけれども、そこを何とか実際の行動につなげさせるための何かもう一步を、お互い力を合わせてやっていけたらいいなと思っています。

○山崎委員 備蓄というのは非常にたくさんを想定していくわけですから、なかなか適正という数値は出しにくいのではないかなと考えます。正直、備えというのは無駄になることもあります、備えというものはそういったことでもございます。これから食料争奪戦のよう

な世界情勢になっていきますので、十分なぐらいしっかりと国家の安全保障のため食料を備蓄していただきたいと考えます。

ただ、備蓄していたものの放出の仕方は、いろいろ市場等に配慮しながら放出してほしいなと考えております。

○日吉委員 先ほどお答えありがとうございました。

もう一回水産のことを言わせていただきます。

水産は、ここにいる方はみんなご存じだと思うんですけども、天然魚がなければ養殖にいけばいいという国民の方がよくいると思うんですけども、実は養殖の餌は穀物や牛、鶏ではなく天然魚が養殖の餌です。近年、養殖が世界的にすごく人気が出てきて、養殖のアンチョビなどはもう争奪戦になっています。その中で、特にもう一度安全保障を考えるなら、日本独自の水産の資源管理を徹底していただいて、次世代の日本国民に食べていただけるような、今はそれがちょっと危ういところまで来ているのが現実だと思います。ですからぜひこの中にも、水産の安全保障についての自給率や資源管理のことは非常に大事なので、ぜひ入れていただきたいと思います。

○前田広報評価課長 それでは、役所から回答をお願いします。

○岩間食料安全保障室参事官 ありがとうございます。また順次ご回答させていただきます。

まず、長田委員からご指摘ございました、まさに団体として行われた調査で家庭備蓄ですね。これもご案内のとおりでございますが、内閣府のほうでも防災の世論調査というもので、まさに食料、飲料水を準備しているという人の割合が45.7%と把握しておりますが、この数字だけではなくて、実際にではどうやっているのかとか、当然いろいろな形がございますので、また調査されたものを共有、活用させていただきながら、よりよい発信に努めてまいりたいと考えております。

それから、山崎委員からご指摘ございました備蓄の適正規模ですね。これも無駄になるぐらいやるんだみたいなことをご指摘いただきまして、まさに家庭備蓄の目安ということで、私も一応把握しておりますのは、最低でも3日、できれば1週間、やはりエマージェンシーということで、平成28年に熊本地震がございましたけれども、そこの検証等でも、少なくとも3日ぐらいは外部から配送がなくても物資が欠乏しないように、日頃から取り組んでおくということがございますので、我々も、そういうところを踏まえて発信に努めていきたいということでございます。

それから、日吉委員からご指摘ございました養殖の、天然魚の餌ということで、こちらま

さに、ほかの畜産ですとかそういったところと事情がまた違うというご指摘だと思いますけれども、こういったところも参考にさせていただいて、また関係部局と整理してまいりたいというところでございます。

ありがとうございます。

○前田広報評価課長 非常に活発にご意見を出していただいておりますが、時間がちょっと押していますけれども、まだご意見、ご質問ありましたらよろしく願います。

それでは、大体ここまでのようでございますので、どうもありがとうございました。議事の3つ目でございます総合評価書骨子（案）の議論はこれで終了させていただきます。

予定していた議事は以上でございますけれども、この際何かご発言ございますでしょうか。

ないようでしたら、最後に事務局からお知らせがございます。

政策評価第三者委員の皆様におかれましては、8月末をもって任期が終了いたします。委員の改選に当たりましては、農林水産省政策評価基本計画に基づきまして、新たな委員を少なくとも50%程度選任することとなっております。改選につきましては今後、事務局におきまして検討を行った上で、委員の皆様には個別にご連絡させていただきたいと思っております。よろしく願います。

以上で平成30年農林水産省政策評価第三者委員会を終了いたします。

本日は長時間どうもありがとうございました。

午後 4時19分 閉会